

平成29年 第9回 安芸太田町議会定例会会議録

平成29年12月11日

招集年月日	平成29年12月8日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	平成29年12月8日 午前10時20分			議長	富永 豊
	閉会	平成29年12月 日 午前 時 分			議長	富永 豊
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 出席 欠席 × 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	大江 厚子		7	佐々木 道則	
	2	田島 清		8	角田 伸一	
	3	平岡 昭洋		9	中本 正廣	
	4	矢立 孝彦		10	吉見 茂	
	5	末田 健治		11	佐々木美知夫	
	6	津田 宏		12	富永 豊	
会議録署名議員	2番	田島 清		3番	平岡 昭洋	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	上田 隆		書記	齋藤 和典	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	小坂 眞治		教育長	二見 吉康	
	副町長	小島 俊二		学校教育課長	長尾 航治	
	総務課長	栗栖 一正		生涯学習課長	栗栖 浩司	
	総務課主幹	河越 慶介				
	会計管理者 (会計課長)	倉田 美保子		保健医療福祉統括センター事務局長	栗栖 修司	
	加計支所長 兼加計支所住民生活課長	齋藤 邦夫		福祉事務所長兼福祉課長	伊賀 真一	
	筒賀支所長 兼筒賀支所住民生活課長	梅田 幹二		健康づくり課長	伊藤 真由美	
	地域づくり課長	小笠原 敏子				
	企画課長	二見 重幸		安芸太田病院事務長	菅田 裕二	
	企画課主幹	武藤 克巳				
	建設課長	田中 啓二				
	産業振興課長	瀬川 善博				
	商工観光課長	児玉 斉				
	税務課長	片山 豊和				
	住民生活課長	上手 佳也				
	児童育成課長	園田 哲也				
衛生対策室長	田中 博敏					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

平成29年12月11日

	一般質問
--	------

平成29年第9回 安芸太田町議会定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成29年12月11日

日程	議案等番号	件 名
第 1		一般質問

平成29年度第9回定例会
(平成29年12月11日)
午前10時00分開会

富永豊議長 おはようございます。ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1 一般質問

富永豊議長

日程第1、一般質問を行います。今期定例会において、お手元に配付した一般質問通告表のとおり、9人の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許します。はい、8番角田伸一議員。

角田伸一議員

おはようございます。8番角田でございます。この時期は当年度事業の年度内執行の為、また次年度予算の編成等、行政事務が集中する時期であることは承知をしております。町長はじめ、職員の皆様には安芸太田町の為、また住民のためにご尽力いただき、心より敬意を表します。それでは通告しております一般質問をさせていただきます。まず最初に米の生産調整廃止について伺います。米の生産調整は昭和48年に試験的に始まり、翌49年から本格的に実施をされてまいりました。その当時の米の政策は、生産する面積目標を定めるものでございましたが、現在は米の生産量を目標とする内容になっております。これまで各自治体の責任で米の生産調整を達成することが義務であり、また米の生産調整業務は農業振興の基幹をなすものでございました。この50年近く続いた米の生産調整が平成30年に廃止をされると聞いております。この生産調整の廃止に伴い、米政策の助成制度はどうか。また安芸太田町の農業振興にどのような影響があるのか。以上2点について伺います。

富永豊議長

はい、産業振興課長。

瀬川善博産業振興課長

はい、ご質問のありました米政策の助成制度につきましてですが、今現在国では平成30年産米から生産調整の見直しについて議論されております。国からの県、町への米の生産数量目標の配分を廃止され、少子高齢化による食用米の需要が今後も減少する見込みの中、農家収入、農家所得を確保する為、米の過剰作付を抑制し、米価を安定させ、需要に応じた生産が行える状況になるよう農家やJAグループなどの米関係団体が中心となって地域における米の生産量、価格の見通しや、販売状況など米に関する情報共有を行うこととなる見込みとなっております。また米の生産数量目標の配分と生産調整達成のメリットでした反当7,500円の米の直接支払交付金を廃止され、水田を活用して園芸作物や飼料用米等の生産に対する転作助成金の充実を行い、新たに農産物の価格低下や災害による収入減少など農家ごとの収入全体を見て、総合的に対応しえる農業共済収入保険制度が実施される見込みとなっております。米政策に関わる国等の動向が明確になり次第、広報誌への掲載またチラシ等で周知させていただきたいと考えております。また2点目の、安芸太田町の農業振興にどのような影響があるのかという質問でございます。米の直接支払交付金の廃止に伴いまして水田経営の柱となります米に関わる収入が減少となり、本町の基幹農作物の米作りへの影響も懸念されます。地域の裁量で活用可能な試食用米以外の農産物や飼料用米等の生産に対する転作助成金の充実にも努め、米だけではなく野菜など作付けされ、収入を増すよう、JA広島市など関係機関と連携して地域の特色を生かし安全安心な農産物の生産が行われるよう、栽培、出荷調整、販売の指導や、講習の充実にも努め、産直市等へのお荷を促して、農家収入、農家所得の確保及び農地の有効利用に努めて行きたいと考えております。以上でございます。

富永豊議長

はい、角田議員。

角田伸一議員

要は、農家自らが、需要に応じた生産調整をするという事になることになるとは思っておるわけなんです、主食米の生産については、助成の制度が無くなって、米以外の農産物の生産に対する助成制度が充実するというような内容であったように思います。また新たな米政策については、内容が明確でない部分もあるとの答弁でございました。政策の内容が明らかになり次第、わかりやすく農家の方に周知をしていただきたいと思います。安芸太田町の農業振興につきましては、主食米の生産に係る交付金が無くなる部分については、収入減となる。そのために主食米以外の農産物の生産で農業所得の確保を図る必要があるとのこととございます。また地域の特色を生かした農業の振興を行うということにつきましては、思いが一致をするところとございます。農業の振興に関連しまして、次の質問をさせていただきます。それでは営農指導について質問をさせていただきます。異常気象と言いますか、今年は秋の長雨、日照不足、寒波の到来が早かったということで、早めの気温低下等、秋、冬野菜の生育が好ましくありません。町内の直売所におきましても出荷量が不足気味であると感じておるところとございます。安定した生産量の確保には生産計画と栽培技術が重要でございまして。先ほどの答弁があったように、米の生産調整の廃止に伴い、安芸太田町としても野菜の販売指導に必要性を認められるところとございます。農業の生産性の向上、新たな担い手の育成等、農業振興を図る観点から次のとおり伺います。安芸太田町では農業生産全般の生産指導をＪＡ広島市にお願いされているところとございますが、成果があると思っておられますか。また実際にどのような内容の指導が行われておりますか。お答えください。

富永豊議長

はい、瀬川産業振興課長。

瀬川善博産業振興課長

はい、農業全般に対する生産指導をＪＡ広島市にお願いされておる成果が上がっていることと、実際にどのような営農指導が行われているかの２点について、回答をさせていただきます。今現在農家の収入所得確保と地域農業の振興を図るため、本地域の特徴をいかした産直市への出荷販売にかかります栽培、出荷調整指導や加工品製造講習の実施、また祇園坊柿生産販売にかかります栽培、出荷調整など産直市業務と、祇園坊柿業務の２つを本町における主要営農活動として位置づけ、技術力と販売力を備えたＪＡ広島市の営農指導員、戸河内筒賀地区担当として１名、加計地区担当として１名、計あわせて２名を配置しまして営農指導を行っていただいております。成果としては太田川産直市などでの売り上げ、会員数、取扱品目数などを伸ばし、また祇園坊柿関係では樹勢の強い祇園坊柿の隔年結果が激しくなくなり、安定した生産量の確保が図れるなど、新規出荷者等への現場での栽培指導、講習の成果によるものだと思われまます。今後においてもＪＡ広島市など関係機関と連携して、先ほど申し上げました地域の特徴を活かした安全安心な農産物の生産が図れるよう、栽培、出荷調整、また販売の指導、また講習の充実に努めて、産直市等への出荷を促し、農家収入、農家所得の確保につなげていきたいと考えております。以上でございます。

富永豊議長

角田議員。

角田伸一議員

営農指導員２名を配置して、営農活動を行っていただいているということで、主な営農活動は産直市に関することと、祇園坊柿業務ということで、成果はあるとのこととございました。ちょっと感覚違うわけなんです、産直市の関係者、また出荷農家の中にはＪＡの指導内容に物足りなさを感じているとの声があるということとを申し添えておきます。答弁はいいません。それでは次の質問をさせていただきます。有害鳥獣の捕獲について伺います。今市街地に野生のサルや猪が出没すればニュースになります。過疎地の中山間地に住んでおります私たちにとりましては野生鳥獣との関係は日常のこととあり、ニュースになるようなことはございません。里山の林地化、河川内の木や草の繁茂は、猪等にとっては身を隠す場所に

なり、農地への侵入経路にもなっておりまして、被害の範囲は拡大をしております。深刻な農業被害の増大に反し、有害鳥獣捕獲班を構成をする狩猟者、特に銃をするハンターの高齢化による離脱等、有害鳥獣駆除班の弱体化が懸念をされるところでございます。これから5年先、また10年先を想定をした有害鳥獣捕獲班の機能強化について町の考えを聞かせてください。

富永豊議長

はい、瀬川産業振興課長。

瀬川善博産業振興課長

はい、ご質問をいただきました有害鳥獣捕獲についての今後の5年先10年先を想定した機能強化についてという事で、産業振興課の方から回答させていただきます。有害鳥獣捕獲についてはですね、農林水産物の被害防止及び生産者の生産意欲の向上を図るため、町においては現在、銃器、罟による免許所持資格者70名の捕獲班員を有しております。下は22歳から上は83歳まで、平均年齢61.6歳の構成となっております。また銃器免許所持資格を有する捕獲班員については、32名おられ、下は24歳から上は81歳まで平均年齢が62.3歳の構成となっております。毎年度町が策定します有害鳥獣捕獲実施計画に基づき有害鳥獣の捕獲に努めていますが、被害減少に至っていない現状となっております。今後において想定されず捕獲班員の高齢化による減少を食い止め、有害鳥獣捕獲の担い手として育成確保する為、有害鳥獣捕獲班と連携して有効な捕獲方法等の講習会の実施による免許取得への働き掛けを行い、また鳥獣被害に関わる知識やジビエの活用等の推進を通じた普及啓発に努め、また町独自の支援として実施してます狩猟免許取得経費の補助など、有害鳥獣捕獲の担い手の負担軽減に向けた支援を引き続き行い、検討していく必要があると考えております。行政区域を越えて広域に移動する鳥獣に対応するための関係者で構成される活動組織や市町との連携による捕獲等の被害防除の取り組みを引き続き行い、広域連携による捕獲機能強化に努めていきたいと考えております。以上でございます。

富永豊議長

はい、角田議員。

角田伸一議員

銃の所持には資格の取得や手続きの多さに敬遠される傾向があります。野山を駆け回る苛烈な狩猟を趣味で始める人が激減をしております。そういう事で今日の現状があるわけですが、担い手を確保し、早期育成は喫緊の課題であると考えます。広島県猟友会におきましては、女性会員が概ね50名在席をしております。昨年はその内の猟銃を所持している女性7名で、女性部を立ち上げて活動中でございます。女性の参画ということでございます。広島県では新たな狩猟者の早期育成を図るために、広島県捕獲技術者育成アカデミー、新規捕獲隊育成研修を、これは広島県猟友会に委託をして実施をしております。捕獲班員確保のために参考になればと情報提供しておきます。先ほどの答弁の中に、行政区域を越えて被害防止に取り組む必要があるとの内容がありましたが、行政区域を越えた取り組みが必要な理由、また考えておられる取り組みの内容について答弁を求めます。

富永豊議長

瀬川産業振興課長。

瀬川善博産業振興課長

ご質問のありました行政区域を越えて活動を広域に捕獲する必要性ということで、回答させていただきます。今、現在、平成26年に太田川水系の県、市町、漁協、猟友会で構成します組織を立ち上げ、川鶉の被害に対する情報交換また対策協議、捕獲に取り組んでおります。実際捕獲の中ではドローンを使用した追い払い、また付針での捕獲をしております。今年度におきましては今年の5月に温井ダムにおきまして湖畔にあります川鶉の巣の中におきまして川鶉を銃器によって捕獲しております。その時は40羽捕獲に至っております。また平成27年より、安芸太田町とその安芸太田町の隣接します広島市、廿日市市とも連携を取りまして、猿、ツキノワグマ等有害鳥獣に対する情報交換また対策協議、捕獲の取り組みを行っており

ます。実際その活動内容としてですが、猿のテレメトリー調査ということで、平成28年から行っております。この調査についてですが、捕獲したメス猿に発信器を装着しまして、放したメス猿は群れに戻る習性があり、群れと一緒に行動を行うこととなっております。その群れが集落に接近した際に受信機で事前に把握して、銃器での捕獲、追い払い等を行っております。今現在では湯来町において実施されております。本町においてもこの調査については実施することと計画をしております。今回広域での連携を取って捕獲の充実に努めていきたいと考えております。今回行政区域を越えて、広域に移動する捕獲体制についてもですね、機能として、定期的にですねこういった協議会とかで協議を行い、また捕獲に努めて行ってですね、広域での連携による農林水産物の被害防止に努めていきたいと考えております。以上でございます。

富永豊議長

角田議員。

角田伸一議員

それでは被害防止に対応できる捕獲体制の維持確保に努められますように切望し、一般質問を終わります。

富永豊議長

以上で8番角田議員の一般質問を終わります。はい、6番、津田議員。

津田宏議員

みなさん、おはようございます。津田でございます。質問に入ります前にですね、今回の教育行政に関する質問なんですが、今までの状況を私の聞いた範囲内のこと、ちょっと述べさせてもらって質問に入らせていただきたいと思います。広島県の教育行政、40年前はですね、全国でもトップクラスの県でありました。ところが13年前までですね、全国で学力が沖縄に次いで下から2番目、そして不良化率は大阪に次いでトップから2番目。体力も最下位に近い。そして暴走族が市内で暴れまわる。そういう状態が長く続いておりました。ところが13年前からですね、県が教育正常化に力を入れまして、皆さん方のご尽力によって、なんと小学校の成績は全国で4番、中学校の教育については14番ということになっております。全国から視察にいられて、今トップの教育県としてまた戻ってきたというふうに聞いております。それまでご尽力された議員の先輩方に本当に心から敬意を表したいと思っております。それでは本日通告しております教育の情報化、学校教育のICT化についての質問をさせていただきます。昨今、ポストヒューマンという言葉を目にするようになりました。人類が進化し、また新たな人類が生まれるというふうなことだそうであります。すぐにそういった時代が訪れるとは考えられませんが、そのようなことを言われ続ける未来を子供たちは生きていかなければなりません。これからの時代を生きていく子供たちにとって必要不可欠なアクティブラーニング。アクティブラーニングというのはですね、既存の知識を詰め込むだけでなく、その知識を使って新たな問題を発見しそれを解決する力、何を学ぶかだけでなく、いかに学ぶか受動ではなく能動的に学ぶ、自分で創造的に学習をすることです。ただそのためには、現在の社会ではICT情報通信技術と言いますが、その力が不可欠であると考えております。子供たちの生きる力を育てていくため、ICT環境を整備し、と同時に、教職員のICT活用力をしっかりと育てていかなければならないと考えております。国の政策の中で、平成23年4月に文部科学省が発表した教育の情報化ビジョンがありますが、平成32年度に向けた教育の情報化に関する推進方策が示されております。情報通信技術ICTを活用することが極めて一般的な社会において、また学校教育の場において社会で必要最低限の情報活用能力を確実に身につけさせて、子どもたちを社会に送り出すことは学校教育の責務であると記されております。その中に、教育の情報化が果たす役割の項目として、情報教育として子供たちの情報活用能力の育成、そして教科指導における情報通信技術の活用、そして校務の情報化と校務の負担軽減の3つの側面を通じて教育の質の向上を目指すとなっております。それでは通告をしております質問に入らせてもらいます。まず第1点目、情報教育として子供たちの情報活用能力の育成がありますが、本町では現在どのような手段で育成を図

っておられるのか。また平成32年度までどのように図っていく予定なのかお伺いします。2点目、教科指導における情報通信技術の活用として、情報通信技術を効果的に活用したわかりやすく深まる授業の実現等とあります。本町における現在の取組の具体例と今後の計画をお伺いいたします。3点目、校務の情報化として、教職員が情報通信技術を活用した情報共有により極めてきめ細かな指導を行う事や、校務の負担軽減とありますが、本町の実態をお伺いします。よろしくお願ひします。

富永豊議長

はい、教育長。

二見吉康教育長

教育の情報化ということで、大変基本的なところをご指摘いただきました。今年の3月末にこれからの新しい学習指導要領が示されまして、小学校では平成32年から、中学校では33年から本格的にその内容にそって実施されてまいります。その中で今ご質問いただきましたような子どもたちの情報活用能力あるいは先生方の教科指導における情報通信技術の活用、そして学校全体としての校務の情報化や校務の負担軽減というようなことが、やっぱり問われているわけでございますけれども、本町の細かい実態は後程担当から説明させていただきますが、全国どこの学校でも最低限としてはクラスの人数分だけのパソコンを用意してパソコン教室を設置すると、これは全国的にある程度できてるとは思いますが、いかに使っているかという点が問われていると思ひまして、本町におきましても大変な貴重な財源を投資していただいて、現在各学校に設置しております。私は他と比べてもですね比較的よく活用しているとは思っております。また国がこれからテレビ会議などを使って小さい学校同士のやり取りをとということもありますが、これもすでにずいぶん前からやっておりますので、機材を有効に活用する点ではですね、学校は努力してくれていると思ひますけれども、どのようにするかと申しますと、本町の場合には東京大学と連携して研究をすでに8年やっておりますが、まさに先ほどアクティブラーニングという新しい学び方のご指摘ありましたが、それをずいぶん前から手掛けていき、何とか本格的にやりたいと思っておりますけれども、やはりこれから先必要なのは、遠くの学校や遠くの教育機関とつなぎながらやっていく必要があるというふうには思っております。そういう点で今ずいぶん苦勞しているところでございます。それから生徒の学びにつきまして、パソコンを使ってやっておりますけれども、やはりこれからはもっともっとですねその頻度が上がってくるんじゃないかなと思ひます。それから先生方の授業につきまして、かなり年配の先生方もICT機器を使い始めてくれたという点がありますけれども、これもですねやはり現在では限界があると思ひます。そういう点で先生方が職員室に机の上に一人一台ずつデスクトップを置いて仕事をしておりますけれども、これもですねかなりノンペーパーと言ひますか、パソコンだけで仕事ができない、やはり形としては紙に印刷してやるというふうなことなので、なかなか負担軽減ができていないというのが実態でございます。そういう点で先生方の授業の仕方、仕事の仕方これからは必ずICTを抜きにはできないというところでございます。そういう点で、まず全体的なところをお話しさせていただきました。そのあとの状況につきましては担当課長から説明させていただきます。

富永豊議長

はい、長尾学校教育課長。

長尾航治学校教育課長

はい、3点ご質問をいただきましたことにつきまして、担当より回答させていただきます。まず1点目、ご質問の情報教育についてでございます。本町の実態といたしましては、普通教室にノートパソコンが1台、それからプロジェクター、パソコン教室には学級人数分のPC等も整備をされており、これまで教育へのご理解をいただく中で過分な予算を配当いただき、ICT整備率も県内でトップ5に入ります。ではこれで安芸太田町の整備は十分かと言ひますと、先ほどもありましたとおり、今後においては普通教室でかつ様々な授業の中でICTを活用、手に触れる機会を作るための環境を整えていくべきであり、また現行使用している

パソコンはリースアップを迎えてきているという状況もあることなどから、今後国の進める教育の情報化による児童生徒の情報活用能力を確実に育成するためには、現状で満足できるレベルではないと考えております。2点目にいただきました教科指導における情報通信技術の活用でございますが、本町では先ほど教育長からの説明もありましたとおり現在東京大学の研究機関corefと申しますが、と共同で深い学び、アクティブラーニング、協調学習の推進を図っているところでございます。同様の取り組みを行っている先進地域ではですね、教員と生徒がICT端末を通して学習を進め、児童生徒一人一人の考え方や理解度等を教員が把握し、指導にまた当たるといった授業も展開されている状況でございます。こうした学習指導の中で本町も情報通信技術を活用した協調学習に取り組むことができるようになればと考えております。1点目のご質問とも重なりますが、国の進める教育の情報化による児童生徒の情報活用能力を確実に育成するためには環境整備のハード、それと教員のICT教育研修等のソフト、この両面の整備が必要と考えております。3点目、校務の情報化というご質問をいただきました。現状で申し上げますと、日常の情報共有等は、パソコン等を活用しておりますし、また教員が少人数で学校を離れられないというような状況がある場合は、例えば毎月行っております校長会や教頭会等です。私もテレビ会議を使って行っているというようなことも行っております。しかしながら実態といたしましては、校務用のパソコン機器をまた同様にリースアップを迎えておまして、また使用しにくい等の理由から個人が所有する端末で授業の教材作りや、授業そのものを行っているといった実態がございます。またですね全国的にも校務用パソコンはバージョンが非常に古いということもございまして、データの互換性の問題等も生じてきており、本町のみが機器を更新すればよいという状況ではないのが現在の実情でございます。以上でございます。

富永豊議長

津田議員。

津田宏議員

はい、ご説明ありがとうございました。県下で設備がですね5番という素晴らしい内容でやっておられるということで安心はしたけれども、とはいえですね、一人頭のパソコンのね、一台当たり何人というのがですね、広島県が全国で47都道府県の中で41番目なんですよ。全国的にはまだまだ不十分ではないかと思っております。それとですね私も小学校中学校たまにですが授業参観見て回りますと、我々が習っていたときのやり方と全く違う。子供たち同士が協調学習というんですかね、お互いに教え合いながらやってる。全員がみんなで学力あげていくという形が非常にいいなと思いました。それと私たちの時にも補習でですね、能力のある学生を生徒を小学校の時からですね学校の先生が残り勉強をしてですね、修道高校とか学院とか送った、今はそういうのは無いんですが、何か平等性を保てということではあると思うんですが、学力アップのために我が町ではですね本当に今ある子供たちが将来素晴らしい人間に成長していくようにできることだけでもですね、あとは本人の努力でありますから、今後とも頑張りたい、そうすると学校の先生の本当にねこの間も過労死という問題で教職員の問題が取り上げられましたけれども、なるべく効率的な校務の処理ができるような形の支援ソフト、あるいはハード面でもそうです。そういう面にも力を入れていただいでですね、学校の先生の負担が少なくなるような方向性をとっていただけたらと思います。それでは次の質問に入らせていただきます。昨年8月31日付で文部科学省から教育情報化の推進に対応した教育環境の整備充実についてという通知が出ております。その中でICT環境整備の差が教育格差を生みかねないとして全国市区町村において、総合教育会議の審議調整事項として取り上げられました。教育大綱に整備計画を位置付けるなどしたうえで地方財政措置の積極的な活用、計画的な整備をするように求められております。そこで学校教育のICT化について、7点ほどお伺いいたします。まず第1点、現在の学校教育現場におけるICT化の現状、あわせてタブレット端末の導入状況についてお伺いします。先ほど午前中でも取り上げられましたけれども。2点目、学習指導要領が改定される平成32年度までは現行学習指導要領に基づいた指導を進めることになっておりますが、インターネッ

ト上でのとりわけSNSなどを使っての誹謗中傷、いじめ、犯罪等の問題を踏まえ、情報モラル教育の指導はどうなっているのか。また現在どのような指導をされているのか。また現場で起きている問題点があれば報告をお願いいたします。3点目、平成32年度からの次期学習指導要領では小学校からのプログラミング教育が予定されております。そこでプログラミング教育が目指すものはいったい何なのか。本町ではいつから授業化を考えているのかお伺いいたします。次4点目、他の市町や県立高校では校務支援システムを導入している学校もあると聞いておりますが、ただでさえ忙しい先生方の負担軽減のためにも、町内で統一的な校務支援システムを構築すべきだと考えますが、この取り組みについてお伺いします。5点目、スマートフォン、タブレット端末の普及が著しい昨今、教育分野でも一般社会のツールを導入していくには、ICT機器のリース更新時期を活かすことがよいチャンスであると考えます。では、文部科学省が公表している学校におけるICT環境の整備状況から見た本町のICT化の現状は全国と比べてどうなのかお伺いいたします。6点目、タブレット端末の導入について先進校の研究成果を各学校が参考にして児童生徒の学習意欲、学習効果の向上につながるよう、積極的に推進すべきだと考えておりますが、教育長のお考えをお伺いいたします。最後7点目、学校におけるWi-Fi環境の整備については災害時の避難場所として無線LANの環境が必要になることが多いと予想されますが、Wi-Fi環境は学校にとっても避難場所としても設置すべきだと考えますがいかがでございましょうか。以上7項目についてご答弁をお願いいたします。

富永豊議長

はい、教育長。

二見吉康教育長

本町のこれからのICT機器の整備計画等も聞いていただきましたが、本町が県内ではいいのだと申しあげましたが、実はさっきのように県全体が大変低い状況の中で大きなことを言えないのですけれども、逆にですね、全国で第1位はどこかと言えば佐賀県であります。佐賀県は高等学校の県立高校の生徒は全員タブレットを持っていると。現在市町村の小中学生も全員が持っている町や市が増えてきておりまして、そういう点では非常に日本でトップレベルだというふうに思っております。なかなか全国的に見ればまだまだだというふうに思いますけれども、先ほどご指摘いただきましたように、これから本当に20年後にはAI人工知能ロボットが我々の仕事の半分を奪ってしまうだろうと言われる時代を間もなく迎える中で、子どもたちが情報機材を自由に扱って、それで処理していける力をつけるという点ではですね、これから本当にICT機器の充実が求められると思います。と言いましても大変予算的には大変かさむものでございますので、どのような形でそういう時代へ我々が迫っていくかというのは町長ともよく相談しながらやらなきゃいけないと思いますが、必ずやそういう時代がくるというふうに思いますので、皆様のご理解もいただきながら、地道にですねしっかりと足元見据えながら取り組んでいかなければいけないと思います。あと、細かいご指摘7点につきましては改めて課長の方から報告をさせていただきます。

富永豊議長

はい、長尾教育課長。

長尾航治学校教育課長

はい、それでは7項目についてそれぞれ回答させていただきます。まず1点目、教育現場のICT化の現状、タブレット端末の導入状況ということでございました。先ほどICT化の現状につきましては、ご説明をさせていただいた通りでございます。タブレット端末の導入状況につきましては、残念ながら未だ導入に至っておりません。今後の教育現場では黒板に向かって字を書くというよりはですね、児童生徒の間を回りながら子供が回答したものをその場で撮影して大画面に映し出して、他の子どもたちに紹介したりとかですね、どの子どもがどのような理解をして、どの問題につまずいてるかなど、ICTを活用しながら指導する、こういったことが求められるのではないかと思います。タブレット端末が普通教室で複数台使えればですね、子どもたちの学習意欲の向上ももちろん、本町が行っている協調学習

の目指す主体的な学び、深い学び、先ほども申しましたがこれも手助けになると考えております。2点目、SNS等を使っての誹謗中傷ということが指導や問題点はどうかというご質問をいただきました。SNS等を使っての誹謗中傷やいじめ等への情報、モラル教育の指導についてですが、残念ながら本町においても全国的な例にもれず、発生をしており、課題となっております。具体例で申しますと、ライン、これに書き込みを行ったところにより、本人が意図するところからその文脈から読み取れず、いじめというふうな認識をしたといったことがございました。インターネット上の情報をどのように使うのかにつきましては、様々な場面で指導しております。平成29年2月に保護者を対象に行ったインターネット機器の利用に関するアンケート調査により本町の小中学生も全国同様の割合でスマートフォンやゲーム機器を使ったSNSの利用があることがわかりました。これについては町の広報誌でもお伝えしておりますが、学校だけでなく保護者の啓発を含め、SNSに関わる犯罪やいじめにつながる情報モラル教育が必要であると感じております。またですね、警察、地元の山県警察署ともですね連携をしながら、こういったモラル教育といったことは実際のツールや過去の事例を使いながら教育の現場に持ち込ませていただいております。文部科学省を始め情報モラル教育のデジタル教材が多数準備されております。それらを有効活用し、情報モラルを高めていくことが必要で、そのためにも情報機器、それからネット環境の整備は欠かせないものと思っております。3点目、次期学習指導要領にある小学生のプログラミング教育についてですが、夏休みを中心に私も科学アカデミーということをやっております。これを技術士会中国支部と連携しながら行っておるところでございますが、専門的な知識のある技術士会とのつながりの中で、今後のプログラミング教育を進めるアイデアや技術的な支援をお願いをさせていただいているという状況でございます。校務支援についてでございます。児童生徒の出欠状況や成績などオンラインで管理する統合型校務支援システムといった学校事務の効率化を図り、児童生徒と向き合う時間を増やすといったことも教育のICT整備では提言がなされております。すでに導入されている全国では自治体もあると聞いております。本町のようにですね、小規模で構成されている自治体では、クラス数も多くなくですね1学年1クラスといった状況にある中では、このようなシステム、高額でございますが、高額なシステムを早急に入れなければ、学校運営が滞るといった状況は無いのではないかと考えております。全国的に見ればですね、県が主導で全市町村に入れていると、主導で入れているところもあるようでございます。本町といたしましては、教職員の異動等考えた時に、広域で使用できるようなシステムが導入、又は連携で何か検討できればと希望的な観測なんですけども思っておるところでございます。5点目は教育長が答弁をさせていただきましたとおりICTの整備率につきましては先ほどトップで県内でトップ5と堂々と申しましたが、議員さんから申された通り残念ながら広島県自体がですね、ワースト10に入っているというような状況でございます。6番目タブレット端末の導入についてですが、近隣市町にもICTの動向聞き取りというのを行いました。リース終了にあたる機会ですとですねタブレット端末への移行又は予定されている、又はしたいという自治体がほとんどでございました。2、3年前にはですね、時期尚早ということでデスクトップで整備をしたものの最近学校現場からタブレット端末の導入はまだかといった催促があるといったことが、どの市町でもあるというふうに伺いました。一般のご家庭でも、スマートフォンと並びタブレット端末が普及しつつあります。タブレットの良さは持ち運びが楽なうえ、小さいですが非常に大きな情報を蓄積できるという点がございます。学校で使えばどの教室でもすぐに使用することができ、児童生徒に映像や動く教材として視覚的聴覚的教育につなげていくことが可能になるほか、タブレット端末に先生や生徒がメモしたものをですね、データとして残していける、こういったこともできるということで学習の記録としても有効ではないかと考えております。町としましては光ケーブルの整備が完了しております。教育現場においてもですね、この整備の有効活用するために、次のICT整備がタブレット端末を中心にした機器を整備したいと考えております。しかしながらですね、国の目指す一人一台タブレット端末ということにつきましては、学校教員のスキルアップも必要でございますし、整備にも大きな財源を必要とす

るというふうに考えられます。タブレット端末を使用するためには無線環境が必要となってきます。先般行いました学校整備ということで加計小学校と戸河内小学校、この新築の際にはすでに整備済みでございます。そのほかの学校につきましては町村合併前からの無線機器を使用しているというところもありまして、現状で考えた時に複数台のタブレット端末が使用できる規格にはございません。従いまして改修が必要となってくると考えております。タブレット端末含めたICT環境の整備につきましては先ほど申しました通り多額の予算を必要としますので、財政部局との連携の上、財源等の確保も含めて検討してまいりたいと考えております。7番目の災害時の避難場所としてのWi-Fi整備というご質問をいただきました。国の施策として総務省事業の支援があるというふうに聞いております。これは避難場所となる学校などがですね、災害時には避難者に向けてWi-Fi環境が使用できると、この整備について補助金を出すというものでございます。これについては、制約も何点かあるようございまして、災害時の対応でもありますので、防災担当と連携する中で、判断、検討していきたいと考えております。以上でございます。

富永豊議長

はい、津田議員。

津田宏議員

はい、ありがとうございます。ICT、インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジー、これはですね人類が火を使ったりですね、色んな道具を使って食物連鎖のトップに君臨している訳であります。この素晴らしい人類の発明をですね、今後利用していく手は無かるかと思えます。ご答弁の中で私思いますのが、一番急ぐのはね、やっぱり子供たちが誹謗中傷し合う、そういったところがですね、まだまだ学校教育の中であるいは一般の町内の中ですね、知らない方が多いのではなかるかと思えます。子供たちが悩んで自殺したりするようなことがあってはならないことでもありますので、そこらの所は徹底的に調べて、フォローしていただきたいと思えます。それと2点目のプログラミング教育ですね。これはコンピュータには言語というのがありますね、私も学生の時にFORTRAN（フォートラン）とかCOBOL（コボル）、BASIC（ベーシック）、習いましたけれどもさっぱりわかりません。そういうですね、言葉というのは幼稚園の時代に一番吸収しやすいということですね、早い機会に学校教育の中でそういうコンピュータ言語等を指導していただけたらと思えます。それとですね、Wi-Fiですが、前回もまち・ひと・しごと創生、観光地域に、補助金をいただいて、道の駅とか三段峡ですね、数百万の予算でWi-Fiを完備されたと思うんですが、それに伴ってですね、やっぱり教育現場にもこれは必要不可欠なものだと考えておりますので早速な整備をしていくべきだと思います。それと先ほど言ったICTですが、これはですね世界に瞬時にしてつながることができまして、専門的な授業、この過疎地帯ではですね、なかなかそういう先生方を迎えて講演講師とかというのは難しい時代にですね、このツールを使えばいろんな専門の先生方の講演も聞けますし、そしてまたですね、英語教育にしてもネイティブな英語をですね、タブレットを使ってできる環境ができると思えます。せっかくですね我が町も高額な費用をつけて超高速ブロードバンド光ファイバーというのを設置しております。宝の持ち腐れにならないように、そういうのをどんどん利用してですね教育の場で使っていただけたらと思えます。そういうパソコン、タブレット、電子黒板、ICT機器をですね教育現場に積極的に導入していただきたいと強く申し上げたいと思えます。そういう事をする事によって、他の市町に先駆けて投資をして他の市町にない、将来はあるようになると思えますが、そういう事をする事によってですね、町外から安芸太田町に住んでいただいて教育も充実できるし、そういう環境があるITの企業も迎えられないというそのような町になることを祈念いたしております。最後になりましたけれども、教育のICT化について今までの議論の中で町長のご所見をお聞きいたしまして私の一般質問に代えさせて頂きます。以上です。町長よろしく申し上げます。

富永豊議長

はい、町長。

小坂眞治町長

ご質問また答弁の中でですね今ICTを活用したという観点から、またその利用の方法についてですね大きく世の中が変わっているとも認識しておるところでございます。そうした風な大きな転機こそ、やはり先んじてその技術を有効活用あるいは技術が操作できるよう習得するという大きな課題があるものと認識しているところでございます。そういった意味におきまして一つずつですね段階を追いながらやっていきたく思います。とりわけ今スマートフォン等々を使つてのWi-Fi環境がですね、まず先に取り組みばですね、色々先ほどのような誹謗中傷等とのいわゆる使い方における啓発活動につながるのではないかと考えているところでございます。貴重なご質問をいただきありがとうございます。以上です。

富永豊議長

以上で6番津田議員の質問を終わります。はい、10番吉見議員。

吉見茂議員

それではご指名いただきました10番議員の吉見でございます。よろしくお願いたします。本日一般質問は例年、例年というか6月9日におきましては、多くの項目の質問をさせていただきました。そうなるとなかなかその掘り下げた内容にならないということもありまして、今回12月一般質問においては質問1つさせていただくこととしております。ただし、その中身については、お手元にあるような9つの項目でございますけれども、安芸太田町生涯活躍のまち計画、構想について、質問の方をさせていただきたいというふうに思います。まず生涯活躍のまちという事業においてですね、国の方からされたようなことですが、まずその構想のプロセスというか、国の方においては高齢者の方を地方へ、その能力も含めてその地方へ送ってそこで地域も活性化してもらいたいというような意味合いも込めての生涯活躍のまち構想であろうかと思っております。基本的なその事業化に向けたプロセスについては色々なネットであるとか、本を読ませていただくと、まず町が基本計画の方を作成するということがされております。その構想をまとめたのち、地方版の総合戦略の方へ反映をさせると。そういう中で生涯活躍のまち基本計画を町が作成する。その基本計画を作ったのちに、事業主体を選定するというふうな流れになっております。その事業主体を選択したのち、その事業体の方が、生涯活躍のまち事業計画を作っていくと。そして実施に入っていくという、その流れが示されております。その中で安芸太田町においては、基本計画を作られ、この国のメニューもいろんなメニューがあるわけですが、安芸太田町においては、今まで日陰の部分であったというか、障がい者の方を中心としたその光を当てた事業の中心にあてると。大変構想的には素晴らしい構想であると私も思っております。その障がい者の方を中心とした町づくり、地域づくりを進めて行こうという発想でされておろうかというふうに思いますけれども、何年かその事業が始まって構想段階から流れておりますけれども、なかなかその住民にも意味合いであるとか内容がなかなか明確に示されていないというか、わかりづらいということもあります。私も4月以降議会に出させていただいて、町の方から全体協議会の中でいろんな説明がございましたが、なかなか詳細な部分までわかりかねるというか、どうしてかなというふうなことも多々あったように思います。今回今日の質問、一般質問9項目の中で、言いにくいことあるかと思っておりますけれども、この質問に答えていただいて、住民の方にも、ああそうだったのかと、それで納得したよと、こういう構想があって自分たちにはこんなメリットがあるなというふうな思いが住民の方にぜひ伝えていただきたいという意味も込めて、質問の方をさせていただきます。まず1つ目、事業運営を指定しようとしているJOC Aとの申請時からの関係と言いますか、先ほど国のプロセスを示させてもらいましたけれども、まずは基本計画を作ってその段階で業者を指定すると、そして業者が決まったのち、その協議会を含めて内容を詰めていくというような流れであるんですが、町の場合は、構想、基本計画は作って、平成28年に事業、ちょっと名前は忘れましたが、事業を委託でJOC Aさんの方、プロボかなんかですかね、されてJOC Aの方で事業実施をされたんですが、本来そこをせずに、すぐにでも指定をされるということも考えられたかなと思っておりますけれども、計画の段階にそのJOC Aさんの名前が入っていて町としては将来的にはJOC A

さんの方に運営も任せたいというような思いがあったのかなというような想像はさせてもらいますが、6月9月の全員協の中でも公募をしたいとかいう話もあったんで、JOC Aに限った話ではないのかなというふうに思ったりも、色々したわけですが、ちょっとそこらのJOC Aさんとの関係についてお聞きをしたいというふうに思います。2番目、町の障害者福祉計画との関連。当然今回の事業は、障がい者福祉のことと関連をしておりますので、私も一読はさせてもらっておりますが、もう一度町の障害者福祉計画と今回の事業との関連についてお聞きをしたいというふうに思います。3番目全体計画における戸河内拠点、筒賀拠点、サブ拠点の具体的な計画内容について。加計地区においては縷々説明があった障がい者の方を中心とした就労A、B。あと高齢者のサロンのようなものも含めて表に事業内容が出ておりますけれども、戸河内については施設の改修が今されておりますけれども、その中で何をするのかというのがなかなか具体的にわからない。あわせて筒賀拠点においても場所もどこになるのか、そこで何をするのかという内容もちょっとわからない状況です。あわせてサブ拠点を何箇所かつくられるというような話も聞かせていただきましたが、そのサブ拠点はどこで、そこでどのような内容をするのかについて話を聞かせていただきたいなというふうに思います。4番目、パン工房、配食サービスがありますけれども、この現状と課題。これは加計拠点において、障がい者の方の就労、仕事を求めるということで、このパン工場であるとか、配食サービス、これを事業内容として障がい者の方にそこで働いてもらおうということなんで、ぜひこの分も組み入れた中での施設というか運営になると思いますが、その現状と課題について少し聞かせていただきたいというふうに思います。5番目、社会福祉協議会が実施している障害者支援事業との関連。今現在社会福祉協議会の中で殿賀に作業所がありますが、その中で数十人の障がい者の方が今作業をされている状況です。そしてそこでやっている方以外の方をまた今の新しい拠点でそういう事をされるというのであればまた話は別ですが、多分その障がい者の方は、選択でどちらにも行けるというか、そこで今やられる方が移動する可能性も当然ありうる話だろうというふうに思いますけれども、そうなった時の事業者と社会福祉協議会との関係がどのようなことになるのか、という質問です。6番目、あわせて社会福祉協議会や関係団体と地域との連携であるとか協議、説明においては、その協議は数回かされたというふうに聞いてはおりますけれども、なかなかその社会福祉協議会の立場とその行政の立場、またJOC Aの立場、色々あるかと思いますが、もう少しその関連というか連携を密にする必要があるのかなというふうに思いますんで、今までされたその経過であるとか、その課題についてお聞かせいただきたいというふうに思います。7番目、情報提供の在り方。以前から町長の方も協働の町づくりの方針に基づいて、情報公開をしっかりしていくんだと言う説明がございました。また今回不祥事があった筒賀井仁地区のことにおいても、なかなか行政職員間の情報共有がなかなかされていなかった。また地域の皆さんも全てその情報が開示されてなかった、というような中でのその不祥事が起こったということもありますけれども、今回の生涯活躍のまちの事業においても、やはりその反省を踏まえ色々な方にその情報を提供し、まだその、よく行政の方は、決まったことしか情報は出せないよというような話も聞きますけれども、本当にその町づくりを進めて行くためにはやっぱりしっかりと情報を開示する。そしてまだ固まってないやわらかい段階からいろんな意見を出してだんだんいいものに変えていくという考え方で、とにかく早めの情報提供、情報公開の方をやっていただきたいなと思いますけれども、その情報の在り方について町長の意見をお聞かせいただきたいというふうに思います。8番目、今後の具体的な取組スケジュールについて。先ほども言ったように、プロセス、事業実施においてまでのそのプロセスはなかなかわかりづらいものがあって、本来ならこうした方がよかったんじゃないかとか、もっと早くしてもよかったんじゃないかとかいうような思いもしていますが、なかなか過去にさかのぼるということもできないんで、今から生涯活躍のまちの計画をよりスムーズにより良いものにしていくためにも、今後の取組のスケジュールを明確にさせていただいて、今後こういうふうなスケジュールで、この事業はやっていくんですよというようなことも示していただきたいなというふうに思います。最後9番目ですが、生涯活躍のまちをこの事業を実施するにあた

って、住民にとって何が向上するのか。どんなサービスを受けれるのか。聞いたところによると、加計拠点においては温泉が掘られるというような話も聞いてますが、その温泉もいくらで入れるのかなとか、無料なのかなとかというような話もあちこちで聞こえてきますけれども、本当は地域住民にとって、その施設ができて障がい者の人も雇用の場が増えて、住民もそこに通っているんな話ができる地域課題もそこで話をして解決していくような本当の意味での拠点ができるといふ形になればいいなと思っておりますので、ぜひ私に向けてではなくて、住民の皆さんに向けてこの事業のメリットというか、こんないいことがあるんですよというのをぜひ加計拠点に限らず、先ほども言いましたように、戸河内拠点、筒賀拠点、サブ拠点でもこんなことになるんだよというのが実現できるかどうかはまた別にしても、町の今の現状としてこんな構想を抱いてるんですよというのは、やはり住民の方に示していかれる方がいいのではないかなというふうに思っております。以上長くなりましたが、質問の方をさせていただきます。

富永豊議長

はい、栗栖統括センター事務局長。

栗栖修司保健・医療・福祉統括センター事務局長

はい、今回生涯活躍のまちということで、全体的な網羅的なご質問をいただいたと捉えております。私の方から今回の事業展開の基本的なものの考え方等々を説明をさせていただきます。また障害者福祉等々に関する部分については担当課長の方からご説明させていただきますのでよろしく願いいたします。今回生涯活躍のまちということで事業展開を今皆さんの方にも情報提供を十分ではございませんがしておる状況でございます。そのスタートとしましては、安芸太田町が現在抱えている課題、特に最重要課題になっておるといふ部分がまず基本的にはあると思っております。その重要課題としては、町の中にあります人口の減少そして高齢者福祉、障害者福祉、これまでも十分ではございませんが対応してきた部分がございますが、まだまだ年々厳しくその状況を迫られておるといふのが、地域の中での課題というふうに捉えております。特に地域力と言われますいわゆる自治能力である、その周辺集落をはじめとした地域自体での自助努力ではなかなかもう立ち行かないという地域もございます。そういう部分を安芸太田町の中でどうやって組み替えをしていくか、そういうふうな地域の活力のやっぱり再生という部分も町においてはどうやってその安心感を確保していくかということ、共通の課題として協議もしておりました。また経済的な発展、経済の循環ということと言いますと、雇用の場の創出でありますとか、観光振興、そういうような部分も2つの事業の視点があると思っております。その中でちょうど国の地方創生事業、特に総合戦略という部分で先ほど議員の方から説明ございましたように、国が出した基本的な考え方、それに伴う市町の総合戦略の部分として私どもが今ずっと抱えております行政課題、そのものをどうやってこの事業の中で展開するかという視点で地方創生に係る生涯活躍のまちという事業構成を色々検討させていただきました。そういう計画策定の中において、国が示しております今回の地方創生の基本的な考え方としましては、これまでの事業で展開をしていく行政依存による事業展開のみでは今後の継承、継続が難しい事業については、この事業の内容としてはふさわしくないというふうな指導でありますとか、助言もいただく中で、今回町が抱えておりました行政課題と一緒に組み合わせる中で、事業展開をしていきたいというのが基本的なものの考え方でスタートしておりました。特に内閣府の方から指導と言いますか助言としてございましたのが、地域再生計画の中の認定を受ける中では、官民連携、今までもそういう要素が盛り込まなかったわけではございませんが、今後において継続的に自主自立、自操できる事業展開を基本的な考え方としてしなさいということの再度の指導もございまして、今回の安芸太田町版の生涯活躍のまちづくりという部分でいいますと、これまでの事業としての役割、課題をその中で網羅する中での事業計画ということで、まずスタートした部分がございます。その中から基本方針そして基本構想という形に事業展開を進めてきたわけでございます。特に事業展開の中でやはりここに住んでおられる方々がいわゆる地域に愛着を持ちいつまでも住み続けられる町というのが基本コンセプトというこ

とで考えておりますし、今町の方で進めております地域包括ケア、これはいわゆるいつまでも安心して暮らせる町というのが基本的な方針でございますので、それに沿った形での事業展開をしていきたいということで生涯活躍のまちの中の事業構成にさせていただいております。そのことが今一番不足しておりますのは、それぞれ地域力で今まで担ってきた部分が地域力のみには頼りきれないというところから、やはり地域自体が生活機能の拠点を作ることでお互いの享受し合えるサービス、ましてや支え合える地域を作っていこうということから、今回の構想にございます地域拠点、生活機能拠点ということで、現在、全体では4か所程度ということで今計画をしておりますが、それを旧町の3地域のいわゆる基本的な生活機能拠点というものをまず柱にして、その周辺部の遠方の部分については、サブ拠点という形で、お互い同じものを作っていくのではなくて、その地域地域に応じた機能を整備していこうというのが今回の大きな基本的な考え方でございます。その中で福祉であったり、医療であったり、そして障害者福祉も含めて、その中にどうやって組み込めるかということを経営の計画の中に盛り込んだ経緯がございます。その中で今回の事業運営をというお話ございましたが、そういう色々な課題を検証する中で、将来的な自操、単に行政が全てを負担してやっていくという考え方ではなしに、最終的な自主自立そして自操というのが最終的な目標でございますのでそういう部分の事業者そして先事例等を色々調査する中で、やっぱりそれを運営していくためのノウハウそして多様な人材そういうものが人材を誘致していくという考え方が大きな力になるという判断もございまして、今現在想定をしております事業者を今後推進法人で選定をしていきたいという考え方を現在持っております。この多様な人材の誘致というのが、これまで町においてもいわゆるよくよそ者と言われる方で地域おこし協力隊の方々であるとか、そういう方々も今まで町相当数こちらの方に町づくりに貢献をいただいておりますが、やはり今後ともずっと持続可能なやっぱり町にするためには、その人材を色々な部分で人材ネットワークを活用しながら町づくりにお力を借りたいというのが基本的な考え方を持っております。今後のスケジュールという部分でございましたが、今後のスケジュールとしましては、現在サブ拠点、戸河内拠点いわゆる現在の地域支援センターすでに生活機能拠点に近い状態が既に戸河内拠点としてはございます。その地域支援センターを今回は整備をすることで、そのみなさんがより使いやすい機能、みなさんがそこにいつも集える場所ということで今、今回の生涯活躍のまちの中の基本コンセプトは居場所そして出番作りということで、誰もがそこにおれる場所、そしてその役割、生きがいづくりも一緒に創出できる場所という事で拠点の整備をやるうとして今取り組んでおります。今回の加計拠点につきましては、平成31年春には運営開始をしたいということで、今事業に対しての計画を集めておる状況でございます。他の拠点につきましては、戸河内拠点、筒賀拠点という設定をしております。現在戸河内拠点につきましては、今回の地方創生の事業で追加制度として拠点整備交付金というのが新たに創設を昨年度されまして、その事業をどうか町として取り入れたいということで、戸河内拠点の現在あります機能を拡充するという施設整備の拡充をするという意味で、今事業化について、既に設計の段階を過ぎまして、工事実施に向けて今準備を進めているところでございますが、この事業につきましては、28年の繰越事業ということがございまして、29年度中に完了を求められている部分でございますので、期間はあまりございませんが、年度内の完成を目指して事業化を進めております。今後の住民サービスがどう向上していくのかという点でございますが、これは今回拠点整備をすることで誰もがどこにいても色々なサービスが全て享受というよりも、利用できるいわゆるワンストップ窓口のような状態を拠点の中に作っていききたい。拠点が全て同じものの機能ではなしに、それぞれ地域にあったサービス機能、そういうものを拠点ごとに各住民さんの声も聞きながら、一緒にやっていこうということで現在では戸河内拠点は既存の機能を拡充する、そして筒賀拠点につきましてはまだどこにどういうふうな形という具体的な構想はまだ策定はできておりませんが、いずれにしてもその機能拠点、すでにある地域資源を有効に使えるような機能拠点を作っていこうということで今後地域の皆さんにもそういう部分については、また皆さんの声をいただけるような機会を設けてやっていきたいと思っております。先ほど来、

言われておりました障がい者等々につきましては、また福祉担当課長の方からご説明させていただきますが今回厚労省がこの2月から地域共生社会という新たな取組を打ち出しをしております。これはやはりすべての方々が一緒に支え合いながら地域を守っていこうということの大きな根幹だと思えます。ややもすると縦割り型の施策展開が中心になった部分もございしますが、例えば先ほど来でございます、障害者福祉の部分であれば、障がい者も高齢者も健常者もすべてが交わった部分でやっていこうというのが今回の大きなコンセプトでございます。それが現状では安芸太田町ではまだ実現はできてない面もございしますので、そういうものを含めて今回の生涯活躍のまちの拠点づくりというものを基本コンセプトとして考えておりますし、それを実現をさせていきたいというふうに思っております。私からは以上でございます。

富永豊議長

はい、福祉課長。

伊賀真一福祉課長

はい、失礼します。それでは私の方からご質問にありました町の障害者福祉計画との関連についてというところからご説明をさせていただきます。まず障害者計画、障害福祉計画と言いますのは、障がいを持つ方の地域生活やまた各種サービスの利用状況に加えまして関係者へのヒアリングも行いながら年度ごとに目標を掲げ、そのサービス料や見込み量確保のための方策を定め、障がいを持つ方一人一人のニーズにあわせてライフサイクルの全段階を通じた総合的な支援を図るよう、それを目的としながら、3年に1回計画を立てていくものでございます。これまで町におきましても計画を策定し、現在第5期目の計画策定に取り組んでいるところでございます。現在本町におきましては、4月1日現在にはなりますけれども、身障手帳をお持ちの方が515名、また療育手帳をお持ちの方が67名、精神保健手帳をお持ちの方が62名と、合計で644名いらっしゃいますが、その内65歳未満の方が122名ということで、実際にはもう65歳以上の方が8割がたを占めて、手帳を持っていらっしゃっても8割がたは65歳以上の方という状況にあります。あわせて本町におきましての障害者施設によって就労ができる環境をということで考えてみましたときに、実際には今、親心会のあすなる園さんの方で、そこでは施設に入所して就労されているという方がいらっしゃいます。これが定員で申しますと約20名、合わせまして在宅にいらっしゃって通いながら就労されるパターンですけれども、これがクローバータウン、ご存じのように定員で申しますと15名という状況でございます。先ほど申しました65歳未満の方、122名の方の内、その内の中でも実際にですね町に在住し、町の施設で就労されている方というのは定員で申しますと15名、また一般就労されている方もいらっしゃいますけれども、就労という部分に関しましては、かなり実際に施策として実行できている部分は少ないというふうに思っています。在宅でそこから就労されている中で、やはり実際お一人で親御さんと一緒に暮らされている方が多いんですけれども、その中でやはり親が亡きあとに自立した生活ができるかどうか不安だという声をご本人さんまたはご家族の方からもやはりよく聞きます。またもっと働きたいとか、またもっと違う仕事がしたいなという声も当事者の方から聞くんですけれども、これまで3期目、第4期目の計画においては、なかなかやはり就労する場を設けるということができないというふうな視点の中から、計画の中に新たに施設を整備するということには至っておりませんでした。先ほど局長の方も申しましたように子供から高齢者まで年齢を問わずですね、この町に住み続けたい、安心して暮らしたいという思いを少しでも叶えることができるよう、今回の生涯活躍の一つの構想の中から、新たな事業を創出することを通して就労の場でありまして、社会参加の場につながっていくというふうに考えて、自立支援法また地域共生の取組みにもつながっていくと思い、今回の計画に賛同し、就労支援A型の事業所を今回の第5期の障害福祉計画の中にも盛り込んでいこうというふうに思って今準備をしているところでございます。社協さんの方でお願いして実施していただいている障害支援事業との関係という部分の説明になると思うんですけど、今実際に社協さんの方でお願いしております、就労継続支援の事業所はB型と言われるものでございます。このB型というのは、利用者の方が通

所して授産的な活動を行い工賃をもらいながら利用される場所でございます。就労訓練の機会を通じてより今度B型から新たなA型と言われる部分、又は一般就労への移行を目指すというような施設でございます。これにあわせて今度町の方で新たに事業所を設置しようと思っておりますのは、就労継続支援A型と言われるものでございます。これは利用者が雇用契約を結び給料をもらいながら利用される場所です。利用者は雇用の契約に基づきながら一般就労を目指すもので、障がい者の自立支援に向けた取り組みの一つになります。B型とA型それぞれの雇用の違い、また給与の違い等々によって、それぞれ事業所の違いはありますが、今回の事業所の展開においてですね、就労者の確保が難しいというふうな状況にもある中でクローバータウンの存続を脅かすのではないかとというような声もやはり伺いました。しかしながら、今回の事業につきましては、町の障害福祉施策をいかに進めて行くか、また障がいを持つ方の自立支援をどうしていくかという視点から、障がいを持っておられる方が、選択できるような多様な就労の場、そして確保を町の責務として取り組む事業であります。最終的には利用者のおかれている状況や思いに基づいて、その就労支援の利用される場所を利用者が選択できるようになるものです。就労者の確保につきましては、各事業所で行われることが基本とは思いますが、実際にまだ町内にはですね、在宅でおられて、どこにも働きに行かれていないような方もまだいらっしゃいます。そこらへんの掘り起しでありますとかまた他の市町への照会等も含めまして、就労者を確保する努力も必要と思っておりますし、そのことにつきましては、町も相談にのりながらともに就労者の確保に努めていきたいというふうに思っています。もう1点今度パン工房と配食サービス事業の現状等についてご説明をさせていただきます。障がいを持つ方の就労の場のメニュー、就労場所の一つとして考えておりますパン工房につきましては、生涯活躍のまち構想の先駆的モデルと位置付けております加計拠点の整備の一つの出発点として配食サービスの実施を最優先しているという部分もあって現在計画の遂行につきましては、具体的なスケジュールが示されていない未確定な状態です。配食サービスの事業の方ですけれども、これにつきましては議員もご存じのように、ずっとこれまで真心を届けるというサービスから現在に至っては食の支援というところに少し考え方を変えながら事業をずっと継続しております。平成28年度からは週に3回、火曜日、水曜日、木曜日に回数を増やし、お弁当またはおかずだけのお弁当ですね、提供にあわせて、利用者の安否確認を目的としながら、現在も社会福祉協議会の方に委託して実施しております。現在配食に係る調理そして配達等におきましても、全てボランティアの方、約120名の方に携わっていただいておりますが、ボランティアのやはり確保というのは大変苦慮しており、調理につきましては、やはり人数の不足ということもあって、特に週3回のうち、木曜日につきましては、町内3業者の方に再委託をして木曜日分の調理を行っていただいているという状況であります。配食数の数を見ましても平成27年度におきましては、3,485食という数でしたけれども、平成28年度におきましては、配達する回数を1回、週1回増やしたということもありますが、4,610食まで増えました。本年に至りましては、もうすでに10月末現在におきまして、4,127食という実績があり、このままいきますとこの年度末にはですね、この配食でいうと約7,000食まで達するというふうに推測しております。実際に聞き取りをしました調査なども踏まえて、これまで委託をお願いしております社会福祉協議会とも配食サービスの利用者増加でありますとか、また定休日拡大等々についての利用者からの要望やその解決について協議も進めてまいりました。しかしながら現在の事業体制継続ではやはりこれから先も続けていくことがなかなか難しいのではないかとというような結論に至り、食の支援の在り方について再度町においても検討を進めてまいりました。そういう中で、今回生涯活躍のまちの構想の事業計画の方にも手をあげていただきました、JOC Aの方からもこういうふうな配食サービスのメニューなおかつそれに合わせて障がい者の就労支援という部分も含めた事業展開についての色々なご意見等をいただき、それについても改めて町としても協議し現在町と社会福祉協議会そしてJOC Aとともにですね、次年度以降の継続的なそして安定的な配食の確保ができるような取り組みについて、準備協議をしているところでございます。あわせまして、現在調理場所の確保と並行しながら、先ほどか

らありますその障害施策におきます就労継続支援A型の事業所としての展開ができますよう県にも事前に申請や認可に関わります協議を行いながら、早期に準備ができるように進めているところでございます。またこれまでボランティアとして関わってくださった方々、また地域民生委員さん等につきましてもですね、この12月の現在予定しておりますのは18日以降から、それぞれまた改めて説明会を開始し、十分にまた丁寧に説明をし、これからの事業展開についてお話しを進めて行きたいというふうに思っております。私の方からは以上でございます。

富永豊議長

はい、吉見議員。

吉見茂議員

これが質問2回目になりますが、今回答えていただいたことで一番のそのJOC Aとの関係については説明がなかったのかなと思います。2番、3番、4番、5番、6番については今聞かせてもらいました。7番の方もまだご回答はないのかなと思います。8番、9番も、まあちょっとした説明があったかと思いますが、メインというか、一番知りたかったのがJOC Aの関係です。今も話があったようにJOC Aは構想を町が作った後に平成28年に実証事業ということで、3,500万位の予算の委託事業でやっております。それ28年度終了して、その報告がされているとは思いますが、今現在JOC Aは何の契約もなしで主点というか支所を加計の町にうつしているという状況で、JOC Aにしてみれば指定がない段階今の段階でほとんど動けない、本来であれば、でもやっぱりその事業実施に向けて水面下で動かないといけないと、というような非常に悩ましい状況であろうかと思えます。町においても、まだその指定もしていないJOC Aに対してどうしてくれとかいう事もなかなか今難しい状況であるのではないかというふうに思えます。ですから先ほどはじめての質問でありましたように、もうJOC Aありきということではないと思えますが、JOC Aがそのどこの事業者よりも、石川県の事象とか色々なことを考えて一番適当だと、一番適しているという判断をされているのであれば、そのJOC Aに対して早めの指定を行ってそのあとしっかりとその内容について詰めていくということになれば、町の担当課の方も非常に動きやすいだろうし、JOC Aの方もしっかりとその事業実施に向けてその力を入れられるというふうに思いますが、今の状況では、どちらも不十分のような形になっておろうかと思えますので是非そこの思いをですね、町長の方からご回答の方をお願いしたいというふうに思えます。それとあわせて情報提供の在り方、情報公開の在り方について、今現在町長の思いを答弁の方をお願いをして、もらいたいというふうに思えます。

富永豊議長

はい、町長。

小坂眞治町長

はい、今私たちが予算をいただいて取り組んでおりますこの事業、大変大きな事業でございます。そうした事業の発端は先ほど来から申しますように、わが町の課題を解決するという何よりの希望がございます。そうした希望を持つ中で、国の方の地方再生の動きとうまく連動するメニューは無いかということで、色々と検討してまいりましたのが、この一つでございます。そうしたふうな取組みを進めて行くのには、やはり国あるいは具体的には内閣府、それと私たちの課題をですね、どのように整理していくかということで検討する中で、石川県で具体的な展開をしておられる事例を拝見することができました。その事例をですね我が町バージョンでぜひとも実現していきたいという取組みを重ねております。そうした風な取組の中でご質問がありましたようにJOC Aという団体が具体的に展開をしておることでありまして、そのJOC Aという団体が私どもの色々な調査検討の結果ですね、素晴らしい団体であり、今進めております地域再生法人という形での指定をしたく今準備をしておりますが、やはりその指定をすることにおきましてはやはり先方との色々な取決め事項もございます。その取決め事項の今最終段階に入っているところでございまして、議員ご質問のようですね早くこのことをまとめて、お互いが具体的により詳細なですね展開ができるような

取り組みをしたく思っておるところでございます。先ほど申しますように、議会の方からも石川県の事例を視察いただいたと聞いておるところでございます。そのものが100%ですね、わが町に持ってこれるとも私は思いませんが、逆にそれ以外の課題がわが町にあるということですね、先ほどのように色々協議を重ねてまいりたいと思います。それと情報提供の在り方ということでご質問いただいておりますが、まさに協働のまちづくりを町民の皆さんにお願いするという観点はやはり課題をあるいは目標を共通認識をすることからですね、力を合わせることができるものと思っております。そういった意味におきましても情報提供の在り方につきましては、ご質問にありましたような事例を大きな反省材料として、これからも積極的に取り組んでいきたいと思っております。

富永豊議長

はい、吉見議員。

吉見茂議員

なかなかJ O C Aとの関係も明らかにはなかなかならないというふうに思いますが、私もJ O C Aの方と6月くらいに行ってお話をさせてもらってJ O C Aの方もものすごく精力的で、前にも話したかもわかりませんが、その運営補助などもらわんでも自力でもう出来ますよというような力強い話もされておりましたので、J O C Aの方もしっかり安芸太田町に入って住民とともにやっていきたいということで活発にいろんな場所に出向かれて、話もされ、色々対話も重ねておられます。ですからぜひですね、なんでこの指定の方がこれまで時間がかかったのかなというのがちょっと疑問符ではあります。確か話を聞くと前年度まではたぶんそういう話はなくて、公募することができるというような意味合いのなんか文言が書いてあって、この春初めて町の方が議会議決も取らずに指定ができると、当然議会の同意を得てというような書きかたもありますが、そういう春の段階でもうその指定ができるという、その文言が出たのであれば、早急にそこをしておけば、J O C Aの方も担当課の方も非常に動きやすかったのではないかなというふうに思います。もう過ぎた事なのであれですが、当面すぐに多分予定はされていると思いますが、なぜJ O C Aに指定をするのかというようなことも含めてしっかりと強い決意を持って、その議会に対してもその住民の方に対しても説明をされ、もうスタート切りますよと、そのスタートをきったのちには、そのJ O C Aの方に事業計画を出してもらおう。その時には、その関係団体、社会福祉協議会を始めいろんなその地域であるとかそういう団体に入っていてしっかりとその事業をチェック、内容を見てもらって事業展開をしていくと。多分この事業についてもその協議会は残して毎年そういう協議をしてよりまた具体的ないいものに変えていくという形になるかというふうに思いますんで、そこらを今日ちょっとしっかりと今後のスケジュールということで、聞かせてもらいたかったとは思いますが、多分気持ちの方は一緒なのかなというふうに思っております。今後ともですね情報というのはしっかりと固まったものを出すのが、行政としても当然かとは思いますが、やっぱりその協働の町づくり、住民と一緒にその町づくりをやっていこうと、この6,500位の人数の住民と、顔を合わせながらしっかりと町づくりをやっていこうという決意であるのであればこそ、情報提供、情報共有をしっかりとその職場内、行政組織の中においても、職員はみなこの事業の内容も知ってて、住民が何か質問があっても、職員誰もが答えられるというくらいの情報提供、内容を共有して今後の事業展開、他の事業も含めてですが、しっかりと情報提供していい町を作っていきたいというふうに思います。以上です。

富永豊議長

はい、副町長。

小島俊二副町長

町としての情報公開については早期に行うというスタンスは以前から持っております。しかしながら、議会制民主主義であります状況において議会への情報提供と住民の方への情報提供、要はこの辺は一度ルール化していけばスムーズな情報提供ができるのではないかなというふうに考えております。それと担当課の答弁の中で1点、配食とかパン工場の事業につき

ましていかにも町の事業のような説明をいたしました。これは町の障害者福祉計画の中でどういふふうな取組をすべきかという意味で町が各町内の関係機関と調整をしておることとございまして、町の予算を持ってということではございませんので、そこはご理解をいただきたいと思ひます。町の責任といたしまして、やっぱり町内の各事業者の皆さんのやっぱり健全な経営ということも確保していかなくちゃいけませんので、そういう事も十分配慮しながら調整をしようということがございましてよろしくお願ひをしたいと思います。以上でございます。

富永豊議長

以上で吉見議員の一般質問を終わります。しばらく休憩といたします。1時半から再開いたしますのでお願ひいたします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時30分

富永豊議長

午前中に引き続き一般質問を行います。7番佐々木道則議員。

佐々木道則議員

7番の佐々木道則でございます。今暖房が切れて寒い状態でございますが、ぜひ熱い討論をさせていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひをいたします。通告をさせていただいております3題について質問をさせていただきます。まず最初に国民健康保険の都道府県化についてお尋ねをいたします。安芸太田町においては、国民健康保険料率は平成24年度以降、改定をされておらず、現在に至っております。その結果安芸太田町の平成28年度一世帯当たりの保険料並びに一人あたりの保険料につきましては、県内23市町の中で低い方で推移をするとともに、保険料の徴収率は広島県下で上位3番目というようなことになっております。このことは、国保事業の安定運営に積極的に取り組んでいただいております町執行部の皆様のご尽力の賜物と高く評価し、改めて敬意を表します。さて国においては、昭和36年度より半世紀にわたり運営されてきました医療保険制度を急激な高齢化、高度医療の普及の環境変化に直面している中、将来にわたり保険医療制度を持続可能なものにし、国民皆保険を維持していくために平成27年5月に持続可能な医療保険制度を構築するための、国民健康保険法の一部を改正する法律が成立し、公布されました。これにより平成30年4月より都道府県と市町村が共同で国民健康保険の運営を担い、都道府県が財政運営の責任主体となる国民健康保険の都道府県化が運用されます。広島県においても平成29年5月に広島県国民健康保険運営方針素案が取りまとめられ、公表されております。この素案によりますと、県による国民健康保険の安定的な財政運営、市町広域的及び効率的な運営の推進をめざし方針の期間を平成30年から36年までの6年間とし、身近な地域で質の高い医療サービスが受けられる効率的な医療提供体制の実現に努めるとともに県民である被保険者が所得水準に応じて保険料を負担し、市町の垣根を越えて、運営される公平な医療保険制度を目指す事を基本的な考え方とし、PDCDサイクルを実施して、毎年度施策の実施状況を評価するものとされています。保険料率の平準化、医療費水準の適正化、保険料徴収の適正化、財政収支の改善、保険事務の効率化の5項目が施策目標となっており、その中で保険料率の平準化として統一保険料をベースに市町ごとの収納率を反映した統一の保険料率の実現が今回の国民健康保険の都道府県化の大きな目的とされております。統一保険料は県が市町ごとに標準保険料率を算定、公表し、それを参考に市町において保険料を決定し、同じく市町において割賦徴収をすることとなり、県により公表された28年度の保険料を基に、29年度の保険料徴収率を反映した統一の市町標準保険料、これはモデルケースでございますが、では安芸太田町はですね驚くことに6万円台の保険料の値上げが試算されております。平成30年から平成36年までの6年間、6年間の激変緩和、拡充される国の公費投入、公費が投入されますので、急激な保険料の負担増とはならないとされておりますが、いずれにしろ、保険料値上げの方向に向かっていくことは推測されます。国保の被保険者の大半は、年金で生活をされております高齢者等の低

所得者の方であり、国民健康保険の都道府県化により家計における保険料負担は大きくなっていくのが実情でございます。この度の医療保険制度改革による国民健康保険の都道府県化制度の改正について、また並びに急激な健康保険料負担増を避けるため、町独自の軽減策を考えられることがあるかどうか、町長の見解を伺います。

富永豊議長

はい、上手住民生活課長。

上手佳也住民生活課長

はい、国民健康保険の都道府県単位化についてのご質問をいただきました。まず議員からご指摘もございましたが、こちらの制度につきましては、財政上の構造的な問題、そういった問題を抱えておられて、この国民健康保険法の改正を行いまして、国民健康保険を都道府県また市町とともにですね、共通認識のもとで安定的な財政運営並びに市町事務の広域的及び効率的な運営の推進を図るために、国民健康保険運営方針を策定しまして、県と町が共同でこれまで以上に制度を適正かつ円滑に運営をしていくものがございます。ご質問の1点目でございますが、まず国民健康保険の都道府県単位化についてですね、町の見解としましてでございますが、この大きな改革に伴いまして、県内市町の垣根を越えたより大きな器の中で運営していく制度となりまして、安定的で公平な医療保険制度としまして、将来にわたり長く有効に機能していく制度となるとともに、保険者事務、医療費適正化、収納対策及び保健事業などを中心として、市町の事務、こちらの効率化標準が図られていくものと考えております。もう1点目のご質問でございます。住民負担の軽減策の導入についての考えでございますが、こちらにつきましてはご指摘等ございましたが、改正後の制度のもとにおきましては、県全体の国民健康保険の事業運営に必要な額のうち、保険料で賄うべき額を加入者の所得、世帯、被保険者ごとの割合におきまして算定を行いまして、市町ごとに国保事業費納付金の額を決定をするという仕組みになってまいります。この仕組みのもとで算定をされる保険料額につきましては、議員からのご指摘のとおり現行の保険料よりも、試算の段階で上昇する見込みとなっております。ただし激変緩和を目的としました公費投入などの効果により、一定程度上昇を抑制できる見込みとなっております。今後は最終的な試算結果と現行との差を見極める必要がございますが、こちらの差が大きいと判断した場合におきましては、被保険者の皆様に過度な負担を強いることとならぬよう、町が保有する基金を活用した町独自の激変緩和措置も検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

富永豊議長

はい、佐々木議員。

佐々木道則議員

ただいま住民生活課長より町の考え方並びにまた新たな軽減策というようなことで、お聞きしたわけでございますが、6年間の激変緩和措置後、保険料が今の予定通り平準化されますと、保険料算定基準では、市町の医療費水準、保険料収納率は反映されず、所得水準、被保険者数、世帯者数について、算定をされます。医療費水準、保険料収入率は市町、23市町において格差がございます。この格差を含めない算定基準にしますと、負担の公平性に問題があるのではないかと考えます。いかがお考えでしょうか。また町は県に対して保険料の平準化は課題があると認識で申し入れまた協議される考えがありますか。また将来にわたって保険料の高騰を抑えていくために、さらなる国費等の追加公費の拡充を県国に対して要望すべきと考えますが、いかがお考えかお尋ねします。

富永豊議長

はい、上手住民生活課長。

上手佳也住民生活課長

はい、保険料平準化の課題に対する町の考え方でございますが、これまで県の統一化に向けまして、県市町の協議によりまして、本件におきましては社会保険制度の基本原則を踏まえまして、被保険者の負担の公平性を優先的に確保する為、将来的に保険料水準の統一を目指す事としております。一方で現行制度の元では、保険給付に直結をします医療費水準、ま

た保険料率に影響を与える収納率につきまして、市町間の格差がございます。今後これらの格差につきましては将来的に保険料水準の統一を目指すうえで、市町と県が連携をして、県全体で取り組んでいく必要があると考えております。こうした取り組みを前提としまして、国保事業費納付金、及び標準保険料率の算定に当たりましては、医療費水準につきましては県内におきまして、容認できないほどの格差ではないという判断によりまして、市町間格差は反映しないこととしております。また収納率につきましてですが、負担の公平性に配慮しまして、当面市町間格差を反映することとしております。6年間の激変緩和措置終了後、収納率が市町間で均一化したとみなされる段階におきまして、完全な統一保険料率を目指す事としておりますが、その際には不公平感が市町間で生じることが無いよう、県、市町の協議の場において、慎重な協議を進めてまいりたいと考えております。もう一点目のご質問の国への財政支援要望についてでございます。これまでも国民健康保険制度の安定的な財政運営を目的に決定をされました平成29年度からの財政支援の拡充の確実な実施について、国に強く働き掛けていただくよう、町村会から県に要望を行いまして全国知事会等と連携をして働き掛けをおこなわれてきたところでございます。今後も新しい国民健康保険制度の状況を見極めていく必要がございますが、このような要望も継続して行っていく必要があると考えております。以上でございます。

富永豊議長

はい、町長。

小坂眞治町長

はい、今ご質問をいただいております国保の都道府県化。現状におきましては、ご質問ありましたように、わが町では保険料が比較的他の町に比べて低い。かと言いながらも、やはり国保の病院があり、医療を受ける状況が比較的近くにあるので、医療費は比較的高いということがございます。そうしたふうに医療費が高いが保険料は低いというのは、今の制度の恩恵をですね十分に受けておるのがわが町だろうと思っております。しかしご質問がありましたように、やはりわが町の高齢化、あるいは人口の減少等々考えた時にはですね、長いスパンで考えた時には町独自でこの国保の財政を安定的に運営をしていくということは、大きな疑問があるところでございます。そのためには、色々施策を取組んでおりますが、やはり人口の減少を食い止める、あるいはケアシステムを充実させて、元気な高齢者を作るという大きな課題があるところでございますが、トータルで考えた時には、なかなか大きなものがあると思いますんで、私もこの県単位化の協議の場へのぞかせていただくことがございます。ご質問いただきましたように徴収率であるとか、医療費の動向であるとかいろいろなことを考えながらですが、最終的には今県が示しておりますように統一した保険料もやむなしと思っている。やむなしということは、逆に先ほど申しますように6年間の期間の中で我々独自の安芸太田町国保が6年の間にそれに近いような状況になることも十分想定される、という意味合いで、早く徴収率等々の課題を克服しながら一つの保険料になるべきだろうと思っております。それとやはりそうした風なことをしていくことによって、それぞれの保険者、町村がですね、収納率に対してあまり興味がなくなる、いやいや、そうですか、わかりましたというようなことがあったんでは全県レベルでの徴収率は下がるということで、やはりどこまでいってもその徴収率であり、あるいは健康増進して医療費を下げる、こういったふうなことを、やはりそれぞれの市町が独自に取り組む必要があるということはですね、インセンティブとしてどうしても残してくれということは今強く働き掛け訴えておるところでございますが、冒頭申しましたように、我が町のことを考えた折にも、やはり6年のスパンの中では保険者は県の方へ統一すべきだろうと判断して取組みをしています。

富永豊議長

はい、佐々木議員。

佐々木道則議員

ただいま、町長よりご見解をいただきました。保険料の負担増につながる先ほど申しました追加公費の拡充をですね、機会あるごとに国、県に対して要望をしていただくよう改めて

申し述べておきます。いずれにいたしましても、30年4月よりは新制度による運用が開始されます。極力現行の保険料水準を維持していただくよう、執行部の皆様に引き続き取り組んでいただくよう強く要望してこの項は終わりたいと思います。続きまして同じく国民健康保険の都道府県化単位の制度内容について4点ほどお伺いをいたします。昭和36年度より半世紀にわたり運営されてきた現在の国民健康保険制度は大きな転換期を迎えました。これまで市町のみで運営されてきました国民健康保険制度は国保財政が広島県に移り、広島県が権限を持つこととなります。今後町の国保運営について、お尋ねをします。1点目、この度の都道府県化により現在の安芸太田町の国保の仕組みはどう変わるのでしょうか。2点目、都道府県化単位によって安芸太田町の国保財政にどのように影響があるのでしょうか。3点目、県が市町ごとに決定した国保事業納付金、これは市町から県に納める納付金ですが、納めることとなるようですが、この金額はどのような方法で決まるのでしょうか。4点目、県により算定された国保事業納付金は100%の義務がかかります。県が算定した国保事業金が町において全額保険料で徴収できなかった場合はどうなるのか、以上4点についてお伺いします。

富永豊議長

はい、上手住民生活課長。

上手佳也住民生活課長

はい、4点のご質問をいただきました。まず1点目の安芸太田町の国保の仕組みについてでございます。県単位化後の町の国保の仕組みにつきましては、県が算定をしました国民健康保険事業運営に必要となります国保事業費納付金を納めるため、県が示す標準保険料率を参考に条例に基づきまして、保険料率を決定し、賦課・徴収事務を行ってまいります。また地域住民との身近な関係の中で資格管理、保険給付、保健事業の実施など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなります。なお市町が行う医療費適正化などへの取り組みに対しましては、その成果に対しまして市町向けに交付される保険者努力支援制度がございます。これは市町の保健事業等の充実のために個別財源として交付されるものでございまして、新しい制度においても医療費適正化や保健事業などに積極的に取り組んでいく必要があると考えております。2点目の安芸太田町国保財政への影響でございます。県単位化後の国保財政は、県に設置をします国保特別会計、市町に設置をします国保特別会計の二階建ての構造となります。この仕組みの中で県内市町が相互に支え合う仕組みとなりまして、この仕組みの元では市町は県が示す標準保険料率に対応しました保険料率を決定し、被保険者から賦課徴収した保険料を国保事業費納付金の形で県に納めます。県はこれに国庫負担金や県繰入金等を加えて、保険給付費等の財源として市町に国保保険給付費等交付金を交付します。県は国保事業費の入りと出を管理して、財政運営の責任主体として市町に対しまして保険給付についての費用の全額を補償をすることとなります。こういった仕組みの中で国保財政基盤は強化され安定するものと考えております。なお都道府県単位化によって支出科目などは一部変更を伴うものもございしますが、事業規模が大きく変わることはないものと考えております。3点目のご質問の国保事業費納付金の算定方法についてでございます。平成30年度からは県が県内の医療費動向等を基に県内の市町国保で必要な保険給付費や国保事業費を推計し、その費用に充てるため、市町ごとに国保事業費納付金の額と納付金を納めるために必要な標準保険料率を通知いたします。国保事業費納付金の算定では市町ごとの保険給付に関係なく市町ごとの所得水準と被保険者数、世帯数を加味して按分をされます。なお当面の間先ほどご説明をさせていただきましたが、収納率の方を反映した計算結果となります。最後のご質問でございますが、国保事業費納付金が全額保険料で徴収できなかった場合の対応の方法についてでございますが、国保の県単位化にあたりまして、財政の安定化を図るために県に国保財政安定化基金が設置をされます。この国保財政化基金は平成30年度以降市町の保険料収納不足が見込まれる場合や、医療費の増加などにより財源不足となった場合に活用できるように県に設置をされるものでございます。ただし保険料収納不足への貸し付けは県から示される標準保険料率によって賦課した場合に限られます。よって町が独自に激変緩和を目的としました軽減を行う場合には町が保有します基金等で不足分を補う必要がございます。

いずれにしても、そういった財源不足が生じないように収納対策に取り組んでまいります。以上でございます。

富永豊議長

はい、佐々木議員。

佐々木道則議員

ただいま制度内容について4点についてご答弁をいただきました。それで再質問でございますが、国民健康保険の都道府県化により今後は県が財政運営の主体となります。現在安芸太田町国民保険税条例の中で減免制度が設けられておりますが、この運用は県に移行後はどうなるのでしょうか。また被保険者の方の諸事情により納期限内に完納が困難な場合は、納付相談等個々のケースに県の方が適切に対応するのか、町の方が対応するのか、その件についてお伺いをいたします。

富永豊議長

はい、上手住民生活課長。

上手佳也住民生活課長

まず減免制度についてのご質問でございますが、こちらにつきましては、これまで各市町の政策判断により実施されてきたという経緯もございます。こちらの方踏まえまして直ちに県内で統一をするということは困難であるため、当面はこれまで通り各市町の基準において減免の方を行ってまいります。もう1点目のご質問の収納の対策についてのことになりますが、滞納者への取組でございます。こちらにつきましても県内でですね有効な取組ということを協議しているところではございますが、当面は各市町の取組を引き続き行うということですね、滞納者等画一的に事務的に行う事が無いよう実情に応じた収納対策の方を行ってまいりたいと思います。以上でございます。

富永豊議長

はい、佐々木議員。

佐々木道則議員

今回の制度改革により町における国保運営が大きく変わることはないことわかりました。ただし保険料については現在では県より公表されておりませんので、発表があるまで金額等はまだわかりませんが、この12月の広報に安芸太田町の国民健康保険からのお知らせということで、国民健康保険制度が変わりますという内容が周知をされております。が、先ほど言いましたように保険料についてはまだ未定の為、保険料等のことについては触れられておりません。保険料等が2月かもしくは3月には確定するのではないかとと思いますが、わかり次第改めて丁寧にわかりやすく情報提供に努めていただくことを要望して次の質問に移りたいと思います。続いて三題目でございます。介護保険制度介護福祉サービス事業についてお伺いをしたいと思います。平成27年度から3か年を期間とする安芸太田町第6期介護保険事業計画並びに高齢者福祉計画は、安芸太田町地域包括ケア計画と位置付け、介護保険事業計画の三年間平成27年から平成29年の介護保険料を定めるほか、本町の中長期的な地域包括システム体制の展望をまとめとされております。今年度は第6期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の最終年度なり次期第7期介護保険事業計画並びに高齢者福祉計画の策定に向けて、現在策定委員会の皆様により協議をされていることと思います。第6期介護保険事業計画の中で包括ケアシステムを進めるうえで、重点的に取り組むべき事項として、1 在宅医療、介護連携の推進、2 認知症施策の推進、3 生活支援、介護サービスの基盤整備の推進、4 介護予防の推進、5 高齢者の住まいの確保事業が実施をされる計画となっております。以上5項目を含めた第6期介護保険事業計画の現在の進捗状況はどうでしょうか。事業を推進していく中で、出た課題については第7期介護保険事業計画並びに高齢者福祉計画にどのように反映されるのか。また高齢者が安心して介護保険制度を利用できるよう、町民の声がしっかりと反映された次期計画が必要と考えます。町においては、28年度に介護予防日常生活圏域ニーズ調査を実施をされております。調査結果、分析結果をどうこの計画の中に活かされるのかお尋ねします。

富永豊議長

はい、福祉課長。

伊賀真一福祉課長

はい、第6期計画の中で、重点とされた地域包括ケアシステムでの取り組み事項、特に重点項目として5項目あげております。先ほど議員の方からご指摘をいただいた5点について現状についてまずはお報告をさせていただきます。在宅医療、介護連携の推進につきましては、計画当初どうしても実施できていなかった退院後の在宅生活に向けた支援カンファレンス等による連携、これにつきまして安芸太田病院の方にもご協力をいただきながら、平成29年度からようやく本格的に実施ができ、今後も継続してまいります。認知症の施策につきましては、計画を始めた当初から年に2回以上講演会又は映画会を実施するなどして知識の普及啓発に努めるとともにまた昨年度からは介護者の集いというのを年に11回設けております。これは認知症の方々を見守る家族の方々、その思いに寄り添う場を設けて、色んな声を聞きたい、声を聞いて、それで色々こちらからもアドバイスをしたりというような場を設けております。これにつきましても、今後とも継続をするようにしております。生活支援、介護要望サービスの基盤整備の推進につきましては、要支援者に対します訪問介護、通所介護のサービスを議員からもお話がございましたように、平成28年4月から地域支援事業の中の総合事業というところでメニュー化して進めております。あわせまして、介護保険外での生活支援サービスも受けられるように仕組みづくりを行いました。この利用につきましては現在まだ10名弱と少なく、少しでも利用がしやすいような環境づくりと生活支援サービスへの協力者の拡大を今課題というふうに思っております。また今年の11月から無線でも放送し募集をいたしました在宅での生活を支援するというのを目的としまして、生活支援サポーターの研修会というのを開催しております。これについては現在6名の方が受講をいただいております。受講終了後には、生活支援サービスへの協力者として参画していただくことを期待しております。介護予防の推進という項目につきましては、これも計画当初から介護予防の事業が必要となる方々の把握を行うとともに、運動器の機能向上でありますとか、口腔機能を目的とした教室というのを年に8回以上開催しております。これにつきましても、これからも継続をしていきたいというふうに考えております。高齢者の住まいの確保という観点につきましては、生活支援ハウスの運営維持、継続というところのみになっておりまして、新たな住まいの確保というところにはまだ至っておりません。これはさきほど5つの項目について課題等々もまだございます。それから2月に行いましたニーズ調査におきましては、サービスの提供の有無のみならず、高齢者の生活支援の部分、例えば移動であります買い物支援、また配食等々いろんなご意見をいただきました。そういう事も含めまして、第7期計画を策定している年ではございますが委員会の方にも委員の皆様にも資料提供し、協議をしながら第7期の計画の中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

富永豊議長

はい、佐々木議員。

佐々木道則議員

ちょっと私の手違いで先ほど3項目いっきに質問する予定でございましたが、私自身が熱くなりましてですね、1問で終わりました。続いて2点目3点目をあわせて質問させていただきます。まず介護保険料でございます。第6期介護保険料は、県内23市町で一番高い保険料が庄原市の6,158円、一番低いのが大竹市の5,023円、安芸太田町は5,900円で県平均が出したのを割ってみますと、5,836円ということで、現在若干上回っている状態でございます。そもそも介護保険が始まったときの介護保険料は2,000円台で現在が5,900円ですから約3倍。この第6次の介護計画の中では32年には7,000円台、37年代は9,000円台の増が予測されておるとということが記してあります。時期第7期介護保険料計画及び高齢者福祉計画で介護保険料はいくらになるのか、現在協議中ということでございますので、額は定まってはいないと思いますが、いくらかの上昇はあるのかとは思いますが、もしわかる範囲でよろしくお願

いたします。続いて今般の介護保険制度改革により、予防給付のうち要支援者に提供される訪問介護、通所介護について、町が地域の実情に応じた取り組みができるよう、介護保険制度の地域支援事業へ29年度末までに移行することが示されております。本町においては訪問介護、通所サービス資源が限られた中で、受け皿となる事業体の状況は現在どうなっておりますでしょうか。また地域密着型サービスの充実を図ると計画の中ではされておりますが、新たな在宅を中心とした中間的な施設整備の考えがあるのかをお聞きします。

富永豊議長

はい、伊賀福祉課長。

伊賀真一福祉課長

はい、それではまず介護保険料の今後の見込み等についてまずご説明いたします。65歳以上の方の介護保険料につきましては、計画期間中となる3年間の介護給付費など、総事業費の法定負担割合これまで第6期におきましては65歳以上の方が事業費の22%という割合であったんですけども、この割合がいかになるかということ推計して65歳以上の人数で割った金額で算出をしております。現在、将来の推計システムというものをいながら推計を行っておりますけれども、介護報酬の改定等について詳細がですね年明け以降に正式に発表ということになるため、現在のところは、事業計画策定委員会におきましても、まだ保険料の推計協議には至っておりません。やはり人口の推計からしましても、高齢者そのものもだんだんと減少しております。また総事業費に対しまして、やはり法の改正に基づき、法定の負担割合も1%上がるということもあります。また他の市町にどんどん介護施設等を作られるということに伴い、町内から言ってみれば転出されて、転出と言っても住所地特例という枠組みの中で、施設を利用される方の増ということも見込まれており、介護保険料が増額になるという要素は多いんですけども、策定委員会の委員の方々とも将来の給付見込みについて慎重に協議をさせていただき、介護保険料につきましては、改めて皆様にお示しをしたいというふうに思っております。続きまして、要支援1、2の受け皿、それから今後の地域密着等についてのサービスの考え方についてご説明いたします。本町におきましては、昨年平成28年4月から要支援1、2と認定された方に対する訪問介護、また通所介護サービスについて、介護保険サービスから地域支援事業の中の総合事業という枠組みへ移行して、実施をしております。この事業の受け皿としましては、訪問介護は1事業所、通所介護については3事業所が総合事業の受け皿としてございます。本年10月末現在で、要支援1、2と認定された方は、190名いらっしゃいます。その内総合事業において訪問介護を利用された方は10名、それから通所介護を利用された方は64名という結果で、総合事業に移行する以前と比較しますと特に訪問介護につきましては利用者が減少しております。これは事業に移行するに伴いより介護保険の給付を適正に進めて行こう、または自立の支援に伴うようなサービスの在り方を進めて行こうということもあって減少につながっているのではないかとこのように分析をしております。しかしながら、地域サロン活動、これ17カ所にですね出向きまして、実際参加された192名の方から聞き取り調査を行ったその結果におきましては、今後はやはり体調への不安や閉じこもり防止の意味から訪問や通所のサービスを受けたいという方がですね、やはり実際に分析したところでは90名いらっしゃいました。次年度以降においても、やはり要支援1、2の認定を受けた方が利用される訪問通所の予防サービスについては現在あります既存の事業所によってサービスが展開できますよう、町といたしましても事業所と協議を行うよう今準備を進めている段階でございます。また地域サロンの拡充でありますとか、住民の皆さんの力をお借りして実施する住民主体のサービス等の仕組みづくりも現在模索をしておりますし、介護保険事業の領域を超えて、認定を受けておられない方でも、気軽に利用ができる高齢者の居場所づくりというものについても策定委員会の中でしっかりと協議を進めていきたいというふうに思っております。特に地域密着型サービス等につきましては、第6期の計画においても委員の中でもっと進めて行けたらいいというご意見ご指摘もいただきました。町といたしまして、やはり本当にそのニーズだけではなく、必要量も含めましてまたこれ地域密着型ということになりますと介護保険料にも影響もあ

すので、そこらへんも加味しながら十分慎重に協議をして、これから先のサービス提供構築を考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

富永豊議長

はい、佐々木議員。

佐々木道則議員

最後になろうかと思いますが、まず1点目にお聞きをさせていただきましたことにつきましては、現在策定委員会で協議されておるといってございまして、先ほど来お話しをしましたように、高齢者が安心して介護保険制度を利用できるよう町民の声がしっかりと反映された次期計画であることを要望します。また施設整備についてはですね第6期介護保険事業計画の中で、今期中に、今期中というのは第6期中でございますが、小規模多機能施設とグループホームを増設計画をするという事で保険料値上げの要因とされて保険料が上がっております。現在までそのようなことは行われておりませんが、早急なる対応が必要と考えております。また今日日本日同僚議員が質問をしておりますが、生涯活躍のまち構想が先ほど私が質問させていただきました中間的な施設整備にあたるのではないかと考えます。このことにつきましては、後日また全員協議会等でご説明があるということでございますので、その時に質問をさせていただきたいと考えております。いずれにいたしましても、先に質問をいたしました国民健康保険の都道府県化並びに第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画において、保険料、介護保険料とも値上げの方向に進んでいくことが予測されます。家計における保険料の負担額はますます大きくなるのが実情です。繰り返しになりますが、極力現行の保険料水準を維持していただくことを執行部の皆様に引き続き取り組んでご尽力していただくことを強く要望して私の質問を終わります。ありがとうございました。

富永豊議長

以上で7番佐々木道則議員の一般質問を終わります。はい、2番田島議員。

田島清議員

はい、失礼いたします。7番田島です。失礼、2番田島です。これより一般質問をさせていただきます。三つ子の魂百までということわざがございます。年齢を重ねるとともにですね、物忘れも多くなるようになりました。その反面ですね幼いころの思い出については割とはっきりとですね覚えている今日この頃でございます。さて私、当議会にですね当選証書をいただきました。本年4月岩本選挙管理委員長よりお言葉をいただき、所信忘るべからずということで、第2回目の一般質問をさせていただくこととなります。私選挙にあたりですね、町民の皆さんにお訴えしました政策の一つに高齢者や障がいを持つ人たちが安心して暮らせる町づくり、瞳輝く子どもたちを育てる環境を守ることをお約束したところでございます。そこで今回は保育環境の整備の充実と子ども優先の教育環境の整備について質問し、安芸太田町の将来を考えていきたいと思っております。小坂町長も選挙公約に子どもたちの笑顔輝く町づくりとして子育て支援、教育環境整備を掲げておられます。12月定例会に際し、町より幼保の在り方検討についてと題して問題点の提起と協議会の中でありましたが社会情勢の大きな変化に対応する必要に迫られているとされております。この議論をですねより広めて中身のあるものにするべく今回の子育て支援について質問をしていきたいと思っております。それでは子育て支援について、1番、第2次長期総合計画アンケートによりますと、少子化対策、子育て支援策の満足度が低いとあります。原因に合併や保育所統廃合の影響もあると評価されているところです。合併以来、幼保一元化及び学校適正化配置という課題へ対応され学校適正化配置においては、保護者、地域等関係者の理解と協力により大きく前進を見ることができました。しかし幼保一元化の推進では二つの認定こども園を誕生させるなど前進をみたものの、先送りの戸河内幼稚園の取扱い、認定こども園とごうちの定員オーバーの懸念や給食供給体制などの依然として課題があります。これらの諸問題への対応はどうかお伺いします。そして二つ目ですけれども、当町の最重要施策の一つである子ども子育て支援事業計画では、子どもの最善の利益を確保しながら、地域や社会全体で支援とありますが、全国的な保育士不足の中、社会情勢の変化に対応する施設と保育士確保の展望はどうかについてお

尋ねをいたします。

富永豊議長

はい、園田児童育成課長。

園田哲也児童育成課長

はい、ただいまの子育て支援に関する二つのご質問につきまして、児童育成課が所管している部分についてのご回答をさせていただきます。まず最初の第1点でございますが、第2次長期総合計画の策定にあたりまして、実施したアンケートにおいては少子化対策、子育て支援についての満足度が23.7%とちょっと低い数値となっております。まずこの子育てしやすい環境を整えることはですね、町の施策において重要な課題であるということをご認識はしているところでございます。続きまして就学前の子育て環境の整備につきましては、合併後、幼保一元化について検討し、保護者、地域、関係機関と協議をし、計画をまとめ、施設の統廃合、認定こども園の開設を行い、現在の幼稚園1、保育所2、認定こども園2の計5園体制と、計画通り実施をしているところでございます。しかしながら現在におきましても、入園児童数の減少、老朽化の進む施設がある反面、他の施設においても3歳未満児を中心に、新たな保育の受け入れ等が困難になっているというなどの課題も生じているところでございます。このため施設の統廃合、改築など、幼保施設の在り方、また方策を検討するために幼保の在り方懇話会、幼保の在り方検討委員会を早急に開催し、保護者、関係機関など広く意見を聞き、方針をまとめていくこととしております。また給食の供給体制においても合併前の旧町村の対応が継続されており、施設ごとに給食供給の体制が違い現状において統一されていない状況でございます。この件についてもあわせて懇話会、検討委員会で協議する課題であるということを考えております。また二点目の保育士確保等における質問の項でございますが、子ども子育て支援事業計画では平成27年3月に策定され、平成27年度から31年度までの計画期間とした子どもの最善の利益を確保し、子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するために、様々な施策が行われているところでございます。ご質問の保育士の問題でございますが、全国的に保育士不足は深刻で国においても処遇改善、潜在保育士の掘り起しなど様々な保育士確保のための施策を行っているところでございます。町においても保育士の数は現状十分とは言えず、保育士個々の努力奮闘によるなかで、日々の保育を行っているところでございます。保育士確保の方策としましては正規職員については新卒者を中心に毎年若干名の採用を行っておりますが、20代の若い保育士が増えた半面、30代が少なく年齢構成がアンバランスとなっている状況がございますので、今年度募集より社会人枠をですね、新たに行っているところでございます。この点については今後の推移を見て、また検討をしてまいりたいと思います。臨時職員につきましては町内外を問わず、常に募集を行っている状況ですが、十分な確保に至っておりません。このため新たな確保策について、どのような方策がよいかというのを現在内部で検討を行っているような募集方法等考えているところでございます。また先ほど回答いたしました懇話会、検討委員会において、施設の今後の在り方、保育士確保策を含めて協議をし、社会情勢の変化に対応した適正な施設、保育士配置を行い、就学前児童の成長と安全、安心な保育をより実践できるための計画をまとめることとしております。以上でございます。

富永豊議長

はい、田島議員。

田島清議員

はい、ありがとうございます。今回回答いただきました幼保在り方懇話会の説明でございます。こちらの進め方でございますけれども、メンバーですね、メンバーの中に例えば一般公募とか各種団体、学識経験者、そして町会議員も含んでの今のところ計画のようでございます。その趣旨とかですね、目指すものということの中にですね、今二番目に質問いたしました保育士の確保の問題、保育士不足の問題等がうたわれておるように思います。これらをですね、施設の老朽化に伴う考え方、建替え含めた考え方についての在り方を懇話会の中でお話しされるのはわかるんですが、保育士不足の確保についての協議をされるというのが果

たしてよいものかどうかというのは、私疑問があります。その点についてお考えがあればお願いいたします。

富永豊議長

はい、園田児童育成課長。

園田哲也児童育成課長

はい、ただいま在り方の検討会、懇話会についてのご質問をいただいたことでございます。保育士確保の在り方については協議に馴染まないのじゃないかということのご質問だと思います。現状の保育士不足はですね協議等行って解決するというだけでなくでですね、やっぱり保育所の施設等の問題を皆さんに認識していただく中には当然保育士等の確保の問題もあるということも認識していただくところでございます。現状保育士不足の現況においては、こちらの方でも分析を行っている中で、全国的な保育士不足、また本町においては全体的に潜在保育士が少ないということも含めまして、市内からなかなか保育士に来ていただくこともできないということもございまして、そういう事もあわせて問題意識として持っていただく中で当然委員さんの中でですね施設の在り方を考える中に適正な施設配置を考える中に保育士の配置ということもあわせて検討の課題という中の一題として考えているものでございます。以上でございます。

富永豊議長

はい、田島議員。

田島清議員

保育所の適正配置ということも出ましたけれども、今先だって全員協議会の中でお示しいただいた資料によりますと、定員を大きく超えておるのが認定こども園とごうちが人数的にかなり増えているのかなというふうなことで理解をしておりますけれども、こちら認定こども園とごうちは合併前の施設だというふうに聞いております。こちらの合併前の建設当時の定員と言いますか人数と言いますか、そういうものとの現在の比較っていうものがもしわかれば教えていただきたいと思っております。

富永豊議長

はい、園田児童育成課長。

園田哲也児童育成課長

はい、認定こども園とごうちの施設の現状につきましてですが、合併前旧戸河内町の方でとごうち保育園として開園をされております。当時の定数はちょっとこっちで細かいところはちょっと見てないですけども、35名の定数で始まったところでございます。現状、上殿幼稚園、殿賀保育所が、一緒になりまして、その時点で認定こども園として新たに開設という形のもので、現状の定員は60名、また今現在ですね65名の定員を超える園児を受けてる状況で当然施設の狭小化、施設の建て増し等を行っておりますが、現状の60人定員、特に3歳未満児等における狭小化という問題がありますので、こういう点もあわせて今の検討委員会で検討することと考えております。以上でございます。

富永豊議長

はい、田島議員。

田島清議員

はい、ありがとうございます。それではですね、施設の改築等を含めて検討されているということでございますが、保育士不足の件についてですね、少し私の意見を述べさせていただきます。保育士の指針の見直しにより、内容が深まり、充実され、社会的責任も重要になっている現在ですが、多くの保育所での実態は日々の保育や保育行事、事務に追われまた多様化したニーズに対応する為、保育士が時間や気持ちに余裕を持てずに保育をしている保育所がほとんどであると言われております。保育の質向上のために第一にやるべきこととして今の保育所のニーズに沿った人員配置の最低基準の見直しが必要と考えます。そして保育所としての安定的な運営経営が必要不可欠であり正規職員、非常勤職員との労働形態の格差により日々の保育に影響が出ないようになるのではないのでしょうか。また人員配置に

も余裕ができ今まで保育所全体で取り組むことができなかつたことができるようになり、保育士にも時間的余裕や気持ちの余裕ができ新しいことに挑戦する気持ち、保育の見直しや反省、評価をすること、後輩保育士の指導、しっかりと研修会や職員会議で職員同士の共通理解や意思疎通のできるゆとりのある時間が持てると考えられます。保育士の人材育成においても、多くの保育所は質の向上には必要不可欠であると認識はしているものの、人材育成をするという以前の問題として現在の保育所では多くの課題を抱えていることが先の幼保の在り方検討委員会資料でも見てとることができます。今後研修の充実においても日々の保育の中で保育士職員の指導の充実においても、まず目の前にいる子供たちの安心安全な保育、安定した保育を考えての体制が確保されること、また保育士一人一人に業務の負担感を与えることの無いような勤務体制が確保されることが保育士職員としての一人一人の育成につながると思います。保育所全体の保育の質の向上につながっていく大事な要素と考えるところです。まず認定こども園とごうち、現状について35名の中から60名、現在65名になろうということでございます。考え方としてですね、今の保育所は旧加計町時代で言いますと、加計保育所あたりでは、課長が事務を保育所です。そして事務員も一人つく。そして用務員もいる。というふうな形で、保育士が保育に専念ができるというふうな体制をとっていたことが以前ありました。そういったですね専門職としての仕事が十分活かせるような、例えば施設に建て替えるとかですね、聞くところによりますと、今の給食施設も35名体制の施設みたいですので、今の65に今果たして対応していけるのかということもあります。そういった大きな町の施策の一つでございます。建替え等も含めた大きな視点で長い目で見た検討委員会をお願いできればというふうに考えるところでございます。この子育て支援については私の方は以上で終わりたいと思います。続きまして質問の2番の生活道の維持整備について質問いたします。1番、町民が安心して暮らせる除雪について。これから本格的な冬を迎えます。小坂、坂原、北部地区を始め降雪量の多い地域に住む住民、特に高齢者世帯の多い周辺集落の人たちはしっかりした除雪をしてもらいたいとの願いがあります。火災、急病、デイスサービスなど生活道である道の除雪は安心の暮らしに絶対条件となっています。町では主要幹線や一部農道、林道など生活に密着した道の除雪は行われていますが、支線の道などは対象外としてしていると聞きます。現行の除雪基準を明確にするとともに、住民の生活道の除雪を最大限に行うことは当然と考えますがどうでしょうか。また除雪作業を日の出から日没までとしていた経緯もあります。町外への通勤通学を含め、作業時間の拡大の見直しの考えはないかについてお尋ねします。続いて3点同時をお願いいたします。2番、草刈り基準の見直し、作業の現状はどうか。草刈りにおいては主要幹線道路を中心にとということであるようですが、地域では高齢化戸数減により対応しきれない状態にあることは周知のことと考えます。6月議会の同僚議員一般質問への答弁では、新年度に向けての見直しを検討するとなっていました。予算編成時期を迎えており、作業の状況は進んでいますか。3番、国道186号木坂地区の道路改良、鉄橋の撤去を含むについて。木坂地区から山崎地区に至る国道沿いの歩道は狭く、一人一人が歩くのがやっとの状況にあります。このルートは通学路でもあります。危険がいっぱいだし、冬季除雪された雪が歩道に覆いかぶさり歩行者はやむなく国道内を歩いています。また山崎地区のパチンコ店上側にあるバス停付近は鉄道との交差点でもあり危険な状態にあります。安全確保のため、鉄道廃線敷の一部を取り込み、歩道の整備をするるとともに懸案である鉄橋の撤去による基盤整備が必要と考えますがいかがでしょうか。

富永豊議長

はい、田中建設課長。

田中啓二建設課長

はい、それではご質問に対して建設課の関係をお答えいたします。まず除雪でございます。建設課では町が管理しております町道等におきまして冬期間における通行確保をするためということで除雪を行っております。今年度平成29年度におきましても、18の業者団体に委託をして、除雪を行う体制としております。除雪に関しましてはこれまでも積雪の多い日には除雪がなかなかかどらず、問い合わせが多数寄せられるという状況もございまして。町の中

積は広く、除雪すべき路線も数多くあるため、現在の除雪体制に余裕がある状況ではないというふうに考えております。私どもの役割としましては、幹線道路から順番に速やかに除雪を行い、道路通行の確保をすることにあるというふうに考えております。体制に余裕がないことを含めまして、管理してある道路以外の除雪は非常に困難であるというふうに考えております。町の除雪に対する支援制度といたしましては、高齢者世帯等の除排雪支援制度がございます。また担当課の方でご確認をいただければというふうに考えております。除雪の作業時間でございます。原則として新雪除雪作業は午前5時から午後10時までとして路面の整正拡幅の除雪作業は夜明けから日没までとしています。しかしながら状況によりましては、町の監督員が別途指示をして対応することといたしております。降雪の状況に応じた対応が可能であるというふうに考えておるところでございます。続いて草刈りに関するご質問の部分でございます。今年議会での一般質問をいただきまして、お答えをしております。町道等における草刈り除草につきましてこれまで地域で対応していただいていたところが高齢化等により困難であるという状況で、その部分につきましては道路の通行確保のために町道等におきましては町が対応する必要があるというお答えをしているところでございます。高齢化等により地域で対応できないという要望をいただいているところもでございます。それらを含めまして来年度の予算編成に現在取り組んでいるところでございます。続いて国道186号木坂地区の道路改良ということでございます。国道186号広島県が道路管理者でございます。この状況の認識につきまして、広島県にも確認をしております。県としましては木坂地区から山崎地区の歩道幅員が歩行者にとって十分な空間となっていないということは認識しているというところでございます。その現状を踏まえて、ではどうするかという部分でございますけれども、県の方では整備が必要な箇所につきましては広島県道路整備計画というものがございます。この計画に整備箇所として位置づけられている箇所から優先道を踏まえて整備に取り組んでいるという事でございます。ご質問の木坂山崎間については県の計画には整備箇所としては位置付けられておりません。町としましては国道県道の整備については広島県の方に要望を行っておるところでございます。町内で整備が必要な箇所につきましては総合的また優先度等判断いたしまして、安心安全な道路となるよう取り組みを県に要望し、関係機関と連携しながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。この区間の除雪、歩道除雪でございます。積雪深が基準に達した場合に歩道用の除雪機械で除雪対応しているところでございます。昨シーズン今年の1月から2月にかけても9日間歩道の除雪は実施しております。ご指摘のような車道の雪が歩道にかぶさるという状況につきましても、歩道の通行確保するために適切に対応してまいりたいというふうに考えております。建設課からは以上でございます。

富永豊議長

はい、地域づくり課長。

小笠原敏子地域づくり課長

はい、地域づくり課の方から担当しております高齢者世帯の除排雪事業についてご説明申し上げます。この制度は自力で住宅周辺の雪かきや屋根の雪下ろしができない世帯で町内の事業所などに作業を依頼して支払われた費用につきまして、その半額を助成するものでございます。一定の要件がございますが、75歳以上の高齢の方、一定の障がいの状態にある方、要介護、要支援の認定を受けられた方のいずれかで構成されている世帯で町民税が非課税であることや、町内に雪かきや雪下ろしを支援できる親族がいないことなどの条件がございます。雪かきは自宅周辺の積雪や軒下の落雪で玄関等から公道までの区間の積雪が30センチ以上あるとき、雪下ろしは屋根の積雪が60センチ以上あるとき、雪かき雪下ろしとも、毎年それぞれ2回までで、二分の一の限度額は雪かきが5千円、雪下ろしが1万5千円となっております。この制度につきましては集落支援員、民生委員さん等、また広報誌の方に載せるということで周知を図って参りたいと思っております。以上でございます。

富永豊議長

はい、田島議員。

田島清議員

生活道の現行基準の見直し作業についてですが、現在回答いただいた基準なり現在の対応はですね、いつごろからのものなのかということもお伺いしてみたいと思いますけれども、現在高齢化、過疎化は急速に進行しております。一世帯当たりの人口が2.03人という極めて厳しい地域実態ということで現状の基準、除雪状況が果たして除雪なり草刈りですか、こういうものが基準に対応されているものなのかどうかということが地域を回りますとですね、今までは自助努力で草刈り、除雪もやっていたんだけれども、さすがにもうできないよという声を多々聞くところがございます。こういった実態をですね、十分把握いただきましてですね、今後ですね、基準の見直しについての検討をお願いしていきたいというふうに思います。さらに火災、急病、デイサービス等の暮らしに向けての最低限の対応をすべきと考えます。これらがですね行政としての責任でもあります。地域を守るのも仕事でございます。見直しの方向をぜひともこれから議論を深めて対応していきたいというふうに思います。それから先ほどの山崎地区のですね鉄橋の撤去を含む通学路の件でございますが、私もあそこをよく利用しますけれども、バスが止まった時に非常に渋滞をする。もちろん追い越し等はできませんけれども、そういった危険地帯のひとつでありまして、こちらは今朝も今もこちらの方に参りますときに、道の駅の上流側の高架ですか高架、それからこちらのガソリンスタンド、中前さんの手前の高架塔の積雪に対する対応かと思っておりますけれども、ちょっと工事点検をされておりましたけれども、こういった鉄橋を含む鉄道廃線敷の改修を含めてですね、優先的にですねこちらの取り組みをお願いできればというふうに考えております。町長としてのお考えをお伺いできればと思っておりますがいかがでしょうか。

富永豊議長

はい、町長。

小坂眞治町長

地域の皆さんが、それぞれががんばっていただき、除雪なりまた草刈りなりをしていただいていた、それぞれの地域がなかなかそれが対応できないということで、町としてもやはりその代替えができる機能を果たしていく必要があるかと思っておりますが、基本的にはやはり公道という領域をまず安全確保するという観点から当然エリアは限られてくるのではないかと思います。そういった意味合いで先ほど地域づくり課長の方からその公道以外のところで我々が支援できることについての説明をさせていただきました。山崎確かに歩道が大変狭くて課題であります。これはどの地域の歩道も冬季、道路の雪を歩道側にまずは除雪する。そして歩道の雪を今度その上へ重ねてくるというようなことが地域の現状でございます。十分な確保ができないことは大変申し訳なく思っているところがございます。それと道路にかかっております旧JRの跡施設、これは大変大きな課題と認識しております。現状におきましてもその施設が老朽化し、桁下のコンクリートが剥離したり、また上にある碎石が落ちるというようなことがございまして、現在その対策をですね、順番にやっております。またその高架を落とすという最終的な取組につきましては、まだまだ多くの時間、あるいは財政的なことがあるのが現状でございますが、それぞれを計画的にですね、取り組んでいきたい今計画をつめておるところでございます。ご理解いただきますようお願いいたします。

富永豊議長

はい、田島議員。

田島清議員

はい、それでは続きまして質問の3番、小規模経営者支援についてお尋ねいたします。企業誘致促進を図るため、企業誘致促進条例の充実は企業者にとって大きな支えとなっております。しかしこの条例では資本投下額の下制限があり、これをクリアした事業所が新たに従業員を確保した場合、奨励金も受けられるので、小規模経営者にとってはメリットがないのではないかと。小規模経営者が新たに従業員を確保したくてもなかなか人材確保ができない。やむなく町外からの人材確保を求めても通勤や経費負担もあり容易ではない。少人数雇用の

支援制度導入の考えはないでしょうか。よろしくお願いたします。

富永豊議長

はい、児玉商工観光課長。

児玉斉商工観光課長

はい、ただいまご質問にありました小規模経営者に対する支援というところでございます。商工観光課からご回答させていただきます。現在本町で行っております民間事業者などへの支援策としまして、企業誘致の促進及び既存企業の活性化と雇用機会の喪失による定住促進を目的に、町内に一定規模の商工施設等を新設及び増設した事業者に対する安芸太田町企業誘致促進奨励金及び町内にスモールビジネスを起こそうとする者に対する安芸太田町がんばるビジネス応援補助金の二種類がございます。ただし議員ご指摘の新規雇用への支援策としましては、企業誘致促進奨励金のメニューにあります新規雇用者に関する奨励金のみでございます。この制度は、施設評価額が2,700万円以上の投資を行い、安芸太田町企業誘致促進企業者の指定を受けた事業者が対象となります。企業誘致のための施策であり、企業向けの施策と考えております。小規模者向けの施策としましては、安芸太田町がんばるビジネス応援補助金により支援を行わせていただいております。ただしこの補助金対象事業としまして、新分野進出事業、起業化促進事業など、これから起業をしようとする個人や、事業者に対する起業支援的な制度となっております。既存の町内事業者の方からは、使用可能な補助メニューがなく使い勝手が悪い制度と多くのお声をいただいているところでございます。このため現在県や他市町の情報を得ながら、町内業者の方でも使用可能な補助メニューを商工会と現在模索中でございます。しかし町単独での直接的な雇用支援は難しいと現在では考えております。国、県の補助事業及び有利な融資制度など、使用できる制度があるならば有効に利用し、対応してまいりたいというように考えております。以上でございます。

富永豊議長

はい、田島議員。

田島清議員

ありがとうございます。今回答いただきました。私は先日ですね、小規模事業者から従業員を募集しても町内からの希望がおらず、ハローワークを通じて広範囲に募集をかけますが、先ほど申しました通勤手当などの支給支援にも限界があったりしてなかなか確保ができないと、町には企業誘致促進条例があると聞き調べてもらったが我々のような小規模事業者は対象外ということでありました、なんとか支援してほしいと訴えを聞いております。今説明のありました現行条例での2,700万円以上の縛り、また人員確保にあたって基準をクリアしたもの以外は対象になりません。訴えのような小規模事業者は対象外であり、頑張るビジネス補助金のように国、県の支援に該当しなくとも、厳しい環境の元で頑張っている事業者の支援として従業員確保にあたって、補助対象となるよう制度の見直しが求められています。引き続き、ご努力をお願いいたします。それでは次の質問に移ります。4番目、廃校施設の整備促進についてお願いいたします。先の学校統合から1年半、地域活性化に向けた廃校後の施設利用について地域住民は一日も早い実現を願っております。適正配置の推進で、殿賀、津浪、修道小学校が廃校となり、各地域では跡利用構想を練り、殿賀修道地区とも高齢者福祉関連施設の要望書を提出と聞いております。統合協議の時、地域活性化方策の一助として、地元協議を踏まえ、早期に実現するとのことでありましたが、町の対応が見えません。地域づくり課が統括しているとのことですが、どう対応するのでしょうか。

富永豊議長

はい、小笠原地域づくり課長。

小笠原敏子地域づくり課長

はい、安芸太田町では合併後から学校適正配置を進め地元の皆様は苦渋の決断として統合に合意されたことにより、適正配置計画が進展しております。町では地元と学校跡地利用について地元と協議をして決定することを基本として進めております。また平成29年3月に安芸太田町公共施設等総合管理計画を策定いたしました。これは今後20年間の長期展望にたつ

て公共施設の利用促進や適正配置、あるいは施設の長寿命化を進めるなど本町の实情に合った計画的かつ効率的な公共施設等の整備管理を行うことにより将来住民負担の軽減を図ることを目的とするものでございます。修道、殿賀の二つの振興会からは、高齢者生活支援施設の整備等の要望がなされております。現在生涯活躍のまちづくりの中で高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせていけるよう住民一人一人に応じた住まいの確保に努めるとともに、必要に応じて見守りや支援を行う施設等で過ごせるような環境作りを推進することとしております。この住まいの確保対策を検討する中で、新たな建設や廃校校舎の利用も視野に入れ、これまでの公設型ではなく、民間資本等による整備運営を基本に事業の可能性を検討しておりますが、入居者の施設利用料を低価に設定しようとすると、運営経費が賅えず民間事業者の歳入がなかなか見込めないなどの課題がございます。引き続き情報収集に努めるなど、調査検討してまいりますとともに地域の方に説明させていただきながら進めてまいります。以上でございます。

富永豊議長

はい、田島議員。

田島清議員

はい、今回回答いただきました。具体的には特に殿賀の小学校跡地利用について予算要求等も上がっているというふうにもお伺いしておりますけれども、スケジュール等も今のところ分かればまたご回答いただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

富永豊議長

はい、副町長。

小島俊二副町長

今議員おっしゃった予算要求というのはまだ具体的な財務査定レベルでございますので具体的な数値には上がっていない状況です。跡地利用について、構想段階で、いろんなご意見をいただいておりますので、そういったものが町の総合管理計画と財政に十分整合性があって、地元の方に喜んでいただけるような跡地利用策を現在検討しているところでございます。以上でございます。

富永豊議長

はい、田島議員。

田島清議員

はい、ありがとうございます。私の質問は以上でございます。最後にありました跡地利用も含めてですね先ほどの他の議員からの質問もありましたように、事業がですね当初出された事業が一体どうなるんだろうかという長いスパンの事業が多々見えるようでございます。地域の皆さんは非常に高齢化をしてですね、新しい施設、町がどんどん良くなっていくというふうな形のものでですねいくらかでも見えるような行政施策を望んでおられますので、そこら辺をコンセンサスを取りながら、十分理解を得られるような施策をしていただければというふうに思います。これで私の質問を終わります。

富永豊議長

以上で田島議員の一般質問を終わります。しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時 1分

再開 午後 3時15分

富永豊議長

休憩に引き続き一般質問を行います。はい、3番平岡議員。

平岡昭洋議員

みなさん、こんにちは。平岡でございます。4月に議員になりましてこれで3回目の一般質問になりまして、少し落ち着いてまいりましたけれども、基本的に私は質問以外はあまりものを書いて用意しないタイプなんで、言葉にちょっと濁りがあるかもしれませんが、多分その方が思いが伝わるだろうと思ってあえてそうしているんですけれども。ちょうど十

月に私、家にお袋93のお袋がおりますんで、ずっと足を悪くしてなかなか出られないということで、たまにはドライブとあってですね、家から深入を越えて益田を回って、私の亡くなった親父は匹見の出身だったもんですから、匹見を越えて益田に出てそれから浜田を通過して芸北を上げて帰ると、その辺の自然を見せてちょっと心が晴れるかなと思ひまして、ドライブしましたけれども、浜田から芸北にあがるときに途中で落盤事故で上がれないと、その前は聞いてはおったんですが、現実にもうそういうことがわかりまして、結論的には最終的に迂回路がありましてですね、初めて通る道で、案外楽しく帰りましたけれども。それから少し思っておりますけれどもですね、最近と言っても、これは夏から本当は気付いておったんですけれども、ちょうど戸河内の明神橋というか太鼓橋ですね、国道沿いの太鼓橋のちょっと左側を見ていただけたらわかるんですけれども、たもとにですねレベル4と走行注意と書いてあるんです。何のことかなと思ひながらですね、何回か通ったんですけれども、でもレベル4というのはたぶんレベル5とかもっとあるんだろと思ってですね、念のため建設課に電話しまして、レベル4ってどういう基準ってことを聞きましたら、それ以上は無いと。落石注意という事なんです。よく一度見られたらわかりますけど。落石注意でレベル4で、これ以上危険なところはないということが書いてあることがわかりましてですね、じっくり考えてみたら、最近非常に事故が多くてですね、実際にこの前もですね鮎が平のところ落盤事故ありましたけれども。どうもそういう時期に入っている可能性もあるなと思つたんです。やはり戸河内から下の方、加計、向こうはですね、やはり高速道路があると、なんとなれば大型車は高速道路を利用して何とか一時的なしのぎができる可能性はあるんですけれども、戸河内から北というのはですね、ずっと思い巡らしてもどこを通つたらいいんだらうと。もしそういう事故が起こってですね、万が一何か月も停まるようなことがあればと思つてですね、この質問を取り上げました。これちょっと読ませていただきます。最近、安芸太田町を含め近辺の主要幹線道路で崩落事故が多発していると。特に戸河内明神橋から松原にかけて、国道191号線は明神橋たもとに走行注意レベル4とあるとおり、極めて崩落事故の可能性が高い箇所である。もしこのルートで復旧に何か月以上も要する事故が起きればこのルートには他地域のような明確な迂回路もなく、地元住民は言うに及ばず観光事業にも多大な損害を与えることが予想される。町はその場合どのような対応を考えているか。下に注釈書いてますよ、レベル4はですね、こういう事なんで、これについてちょっと見解をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

富永豊議長

はい、田中建設課長。

田中啓二建設課長

ご質問の走行注意レベル4という標識の件でございます。これは広島県におきまして落石やがけ崩れが発生する恐れがある区間を4段階で評価をし、走行注意区間として設定しているものでございます。設定におきましては、県が行っております法面点検結果や道路防災ドクター、学識経験者の意見を踏まえ、落石などの危険性がある区間を3キロメートルごとに過去の被災履歴や道路法面の点検結果を点数化して区間評価を行い、走行注意レベルを4段階に設定しております。設定した走行注意レベルのうち、過去の被災箇所などが集中し、落石やがけ崩れの発生する恐れが高い区間、レベル4及びレベル3について公表しているものでございます。公表につきましては、県が運営しております道路情報のインターネットサイト広島道路ナビでも確認をすることができます。この注意喚起標識の設置でございます。県内の91箇所設置予定でございます。29年度で14箇所を設置して残りにつきましては30年度の設置予定というふう聞いております。安芸太田町内のレベル4の箇所でございます。国道2路線4箇所、県道4路線6箇所というふうになっております。その内2箇所に今年度標識が設置されているところでございます。場所は議員ただいまご質問されました明神橋から三段峡わかれの落合区間、同じく国道191号線の附地と坪野の区間の2箇所でございます。広島県としては今回の標識設置によりまして、注意区間を表し、注意喚起を促したいということで、設置ということを考えているということでございます。仮にこの道路沿いの法面、斜

面が崩落した際の対応でございます。現地の状況に応じまして、通行規制の実施、バリケードの設置、赤色灯、標識の設置を行います。続いて迂回路の案内、現地の案内に看板設置、先ほどの広島道路ナビでのインターネットでの広く情報発信、関係機関への連絡、崩土の撤去等早期交通開放に向けた応急工事、という取り組みになろうというふうに考えております。広島県非常に土砂災害の危険箇所も全国でも多い県でございます。ハード整備がなかなか進まないという状況でございます。公共事業予算も厳しいということでございますけれども、今回の標識設置のソフト対策を始めハード整備が着実に進められるよう、広島県を始め関係機関の方へ要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

富永豊議長

はい、平岡議員。

平岡昭洋議員

今お答えをいただきましたけれど、いずれやるといような話みたいですが、私はレベル4の看板を見てですね、二つのことを考えたんですね。何を考えたかということは、この町は非常に情けない、やっぱり恥ずかしいと思った。なぜ恥ずかしいかということ、やはり今の明神橋から落合の所までの区間というのは、もしこの町が観光ということですね広島にまた県外にですね表明して、ぜひお見えくださいと言っているなら、多分この町を訪れる方ですね、多分半分以上7割がたの方はあの道路をまさしく走るわけですね。あの道路をまさしく走るのにそこに看板があってですね、一番危険ですよ、落ちる可能性がありますよと。私は車を運転しながら、じゃあ注意しながら落ちる石をどうにかしてくださいってどうしたらいいんだろうと。もし大水害であれば、川が氾濫したら見えます。だから当然そこには近寄らないだろうとできますけれども、落ちてくる石をですね走りながらどうよけるのか、ゆっくり走ればいいのか、それともそこだけはもう猛スピードで走らなければいけないのか、どうやって注意したらいいのかわからないんで非常に混乱しました。それともう一つはですね、なぜいつもここにこだわるかと言いますとですね、たまたまこの前広島市内で大水害がありました。これはもう大変なことだということで、また被災された方もですね、本当に大変な思いをされたとわかってはおりますけれど、残念ながら私はそんなに悲しい思いというよりか、どちらかという非常に悔しく憤りを覚えました。なぜかと言うと、私はちょうど浪人の時にですね、あそこをたまたま広島市内に出て新聞社に泊まり込みで朝刊を配りながら勉強をしておりましたんで、たまたま私だけがバイクを与えられて、友達あと二人は自転車ですね白島からあそこまでずっと新聞を配って歩いた。特にあの地域を歩いた。なぜ私はバイクを与えられたかという、あの地域はですね山側が急にそり立ってですね、そこに谷川というか小さい谷流れがあって、林があってその上に何軒か家があったり、公共のアパートがあったりしたんで、そこまでブーンと上がっては降り、また上がっては降りということを繰り返しながら新聞を配ったところなんです。何が悔しかったかという、あそこをもし造成して家を作ればどこかで崩れるに決まってるじゃないかと、私はすぐにわかりました。ですからあの時に放送された番組の中でその当時に市の役所の方ですね、そういう建物を建てる、住宅を建てる、認可する課長の方、もう退職されておりましたけれど、その人のインタビューが一番ずきんとききました。その当時住民の方とか業者の方が何回も何回も来たところ。ここに宅地化して家を建てさせると。自分としてはやはり危険だと思ってですね、相当逡巡する思いがあったけれど、やはりそうかということで、ついに印鑑を押してしまったと。私があの時印鑑を押したりしなければ、こんなことはなかったと言って泣いておりましたけれどもですね。私も同じ思いです。でもやっぱり人がやっぱり生活して発展しようという思いの中にはですね、そういう危険もあるかもしれません。だけれども、今あの立看だけを置いてですね、もし崩れたら何とかしようというのは本当に町としてお客様に対して、恥ずかしくない行動なのか、もっと事前に今できることがあるはずだと私は思うんですけれども、町長その点についていかに思われますか。

富永豊議長

はい、町長。

小坂眞治町長

はい、ご質問のレベル4の看板、私も看板を始めてみたときには、何を意味しこれほどのような警戒をする必要があってまたその距離はどこまでかと疑問と申しますか、わからないことがたくさんあって戸惑いをしたのが同じでございます。今町内におきまして先ほど担当課長から申しましたように、たくさん箇所がそういう状況に今判断されておると。そして一番のつぎの判断は雨量の規制によって、その方の箇所が通行止めに今なっております。そうした風なところで、100%の安全ではないんですけど、そういった対策を立てながら今やっております。具体的には、今明神橋から向こうは一年前ですか、崩落をいたしまして、国道崩落して片側通行という状況がしばらく続きました。おっしゃいますように多くの観光客の方、又は山陰へ向けての物流等々がですね大変な影響を受けたところでございます。しかしそれをやはり先ほど申しますように事前の点検で事前の安全確保の策としてですね、やむを得るところが一つあるかと思えます。そうしたところをやはり計画的にまた逆にそういったことが起きないようにですね、十分な点検をしながら取り組んでいく必要があるかと思えます。我が町におきまして特にあの路線におきましてはですね、そうした具体的なレベル4の箇所もございしますが、一方では松原の交差点から虫木のトンネルにあがる急こう配がですね、特に積雪時に大型車が横を向いて道路をふさぐような状況が最近起きております。そういったふうなことでそうしたふうなことも同じようにテーブルへおせて、どれから先に解決していこうかと、とてもいっぱい解決できるボリュームでないの、そういったふうな順番で何を持って町民の皆さんの安全を確保する、あるいはおいでいただく皆さんの観光、あるいは物流等々にですね、何が効果的かということで取り組みをしております。先ほど申しましたように現在の時点では松原の急こう配ですね、どうにか早く解決するという、国、県の方に要望していきます。そして県の方はそうした風な箇所が県内たくさんございします。それいっぱいできないんで、5箇年ごとのスパンでどこをなおしていくか、どこをどのように改良していくかという計画を今立てております。その5箇年の計画によりやく松原の改良が今取り上げていただき、今設計図がひかれていますところでございます。設計図がひかれて、また工事着手になると、また予算を確保するというような大きな課題がございします。そうした風な繰り返しをすることでですね、先ほどご指摘いただきました、明神橋におけるレベル4のことも、解決する段階に至るものだと思いますが、それ以外にも町内にはとりわけ186号のいわゆる加計エリアですね、澄合から旧加計の町までの急傾斜で、雨が降るとまず通行止めになる、また寺領の方に行きましても、雨が降ると通行止めになる、そういった箇所がまだたくさんございしますので、それらを全てテーブルにのせて、どこを急ぐか、充分検討しながら取り組んでまいりたいと思えます。

富永豊議長

はい、平岡議員。

平岡昭洋議員

わかりました。ぜひですね、やっぱり優先順位をきちっと決めて、継続的にやっていくと、要するに国がやることだから国がやるという話になれば、本当は災害が起こってからやるという話になってる。それを皆さん望んではないと思うんですね。誰かが何か傷ついて、もしかして死亡事故があって、それをやるということなのかと、何となく悲しいかというのはそこなんですよ。何か起こらないと助成金が出ないからやりませんみたいな話が、意外にこの町はあってですね、まず何が一番大事なのかということ、きちっと抑えてですね、取り組んでいただきたいなと思えます。次にまいります。これも極めて具体的な話なんですけど、私5年間ですねこの議員になる前にですね、戸河内から高速バスで広島市内まで通勤しておりました。当然これが非常に快適ですね、朝出てですね、夜も一応7時半まで高速バスありましたんで、友人関係に夜遅くまではだめだよと言っとけばですね、何とか通勤するのは問題は何もなかったですね。ただ休みなんかですね、たまたまお昼に12時に会おうとか1時に会おうとか言う話になると全く困ってですね、車がある方は何も苦痛はありま

せん。私は車があったから何とかなるんですけれど、もしたたとえばお昼にちょっとビールでも飲もうかというような話になると、車は使えないからどうしたらいいんだろうということだとすると、今の現状ではですね、筒賀のパーキングですか、そこまで行かないと9時以降は高速を使うことはできない。特にお昼の12時くらいにあわせていこうと思うと、しょうがないので8時半に遅いところから出るか、それとも広電を使ったら7時台に出ると、そういう形しかないんですね。これは加計とか筒賀の方はもしそちらが利用できるなら、あまりその苦痛は無いかもしれませんが、松原、戸河内特にインターより北の場合はですね、そういう状況であると私は思いますけれど、何か他に使えるものがあるということをご存知でしたら、私の間違いかもしれませんが、今の現状ではですね、そういう状況でですね、もし例えば高齢になられている、もうあなたはですね運転辞めなさいとよく言われますよね。運転を辞めたのはいいけれど、もう動きようがなくなると。人間というのはですね、100まで生きるからいいとか、そんな問題では無いような気がするんですね。やっぱり生き生きと自分で自分のことができる、自分の思い通りに動いて、行動もできると。それが生きてる証なんです。やはりなかなかどこへ行こうにもですね、誰かに頼まなければいけないというようなことは非常に不便だと思うので、そのことにちょっと思いつきましたんで、第2の質問をさせていただきます。戸河内インターにバス停を設けて、広益線の高速バスを利用できないかということですね。中身は今急速に老齢化の進むわが町にとって、移動の際の手段（議長許可による訂正）は自立した快適な生活を営む上で必要不可欠である。特に高速バスの利用において、戸河内以北では現在午前8時39分、インターのところですね、以降15時15分まで高速バスはありません。戸河内インターを利用する高速バスですね。もし広益線が利用できれば住民の行動バリエーションは大幅に広がり生活を豊かにできると思うがいかがかと。その後ろにですね、1ページめくっていただいて、広益線の時刻表を載せておりますんで見ていただけたらわかりますけれど、左の方の益田から広島に行くと、これは筒賀と加計は停まると思いますね。筒賀と加計の2つ。これをもし戸河内も真ん中にあればですね、少なくともこれ10時の始めくらいに戸河内で利用できる。12時のちょっと過ぎに戸河内から利用できる。どちらも着くのは1時であり、3時とかバスセンターにつきます。帰りもし利用できればですね1時35分というのがバスセンターから出ています。2時50分というのもバスセンターから出ています。私は利用してるからわかりましたけど、広電利用して3時半までありません。結構いろんな方が広島へ出てですね、早く用事が終わったりですね、また昼に約束があるからしょうがないので朝一番に出てずっと時間をつぶしたり、そういう事をしてるのではないかと思うんですが、その点についてももし戸河内インターを交渉してそれを利用できるように少し設備を変えてですね、今の北広島のようにですね、一時的にバスが出てですね、また迂回してまた乗ると、乗せてですね、そういうシステムにできれば相当便利になるし、うまくいけば観光されるお客さんもですね、そういうものを利用できる可能性もあるのではないかと私は思いますけれど、いかがでしょうか。お願いします。

富永豊議長

平岡議員、先ほど一部ちょっと不適切な表現があるかと、また後日確認させてください。

二見企画課長。

二見重幸企画課長

はい、公共交通バス路線に関するご質問ですので、企画課の方から答弁させていただきます。ご質問の石見交通の広益線でございますが、益田から広島駅の新幹線口の間を一日6往復運航しておる路線でございます。益田を出まして日原、六日市を經由して六日市インターから中国自動車道にのりまして、西風新都を經由し、広島バスセンターそして広島駅新幹線口までを運行しております。時刻表上では、3時間半、約3時間半の長距離の路線でございます。安芸太田町内ではこのバスを利用するのに、筒賀パーキングエリアのバス停と、加計バスストップの2箇所に乗降することができる路線でございます。この広益線につきましても、町内と広島市内を結ぶ重要な広域バス路線であると認識をしておるところでございます。これまでも運行事業者の石見交通さんに対しまして、この広益線を戸河内ICで乗降でき

るように折衝をしておるところでございます。戸河内ICでいったん高速道路を下りてそれから既存の戸河内ICバスセンターバス停で乗降をして、それからまた高速道路に再度入っていくというようなものを提案をさせていただいております。この広益線が戸河内ICを経由できないという理由としては、次のような説明を受けております。まず1点目は、もともと長距離路線でありますので、この路線の乗客が長い間バスに乗っているということがかなり負担になる可能性があるということでございます。それから乗客はもとより、乗務員の方も4時間以上の連続運転の場合は30分くらいの休憩を取らなければいけないというようなルールがあるそうで、その戸河内ICを降りることによって、その休憩時間というのを設定しないといけない可能性も出てくる。そうするとさらに到着時間が遅れてくるといったような理由が一つ目でございます。それから二つ目としましては戸河内ICが観光利用のお客様がかかなり多いということで紅葉時期あるいはスキーシーズン等でそこでバスが停滞するといったような可能性もあるということで、このことによってバスの定時制に不安があるということが一点でございます。それからもう一つは戸河内ICで下車してそこでお客さんをどのくらい乗せることができるかということですね。収益性の部分で不安があるといったことがございます。それから四番目としましては、戸河内ICで下車した場合に、高速料金がちょっと上がると。いったん降りてそれから乗るとということで、高速料金が増加するという面の課題がございます。この高速料金が上がることにつきましては、国土交通省の方でETC2.0を活用した高速道路からの一時退出を可能とする賢い料金の制度というのがこの度できておりまして全国で17箇所の道の駅で実施をされており、その対象の道の駅が来夢とごうちも選ばれておりますのでこのいったん退出による高速料金の増加については、この課題はクリアできるんじゃないかと考えております。引き続き石見交通さんの方にはぜひとも戸河内ICでの利用も可能になるように折衝をしまいたいと思っております。このことにつきましては、昨年度作成しました地域公共交通網形成計画の中にもこの目標の一つとして掲げておりまして一つ一つ課題をクリアしていきながらぜひ戸河内ICでの利用ができるように事業者と相談交渉をしまいたいと考えております。以上です。

富永豊議長

はい、平岡議員。

平岡昭洋議員

ありがとうございます。ぜひですね、できない理由を考えるんじゃなくて、どうやったらできるのか、やってほしい人っていうのはですね、必ずどうやったらできるかをまず前提に考えて、相手に何のニーズがあるのか、相手のニーズに対してどう応えられるかをきちっと把握すれば必ずできますんで、また今の既存の戸河内インターの停留所までいけないと組み合わせがあるならと、なら先ほど申したように北広島のようにですね、インターを出たところをすぐにUターンできるように、そこに発着場をつけたらどうかとかですね、色々なアイデアが出るはずなんです。必要なことは、どうやったらまずできるかということを中心に、じゃあ何が本当にネックなのかというネックを一つ一つつぶしていくということをぜひやっていただきたい。それで次の質問に入りますが、関連してもう一つですけれどもね、もし戸河内インターでの発着はできないなら、せめても筒賀まで行ける町内バスを、筒賀インターですね、作れないかと。例えば松原から毎日1本行きと帰りがあるよとか2本あるよとかですね、そうなれば相当お年寄りの方とかなんかです、何かどうしようもなくて広島に出なきゃいかんと、ただやっぱり周りの人に頼むのは、何となく嫌だと、そういう思いがあるはずなんです。そういう人には非常に助けになると思うんですが、そういう事が出来ないでしょうか。

富永豊議長

はい、二見企画課長。

二見重幸企画課長

はい、筒賀のパーキングエリアのバス乗り場までのバス運行ということでございますが、このバス運行につきましては、現状で町内バスの乗降がなかなか減少傾向にあるということ

で、新たに新しい路線バスを運行するというのはなかなか難しい面があるかと考えております。現行のこの高速バスをご利用になれる方の利用状態としましては自家用車で筒賀パーキングまで行ってバスを利用される方が多いということでございますので、今回このバス利用をされる方、自家用車経由でバスを利用される方の安全性の確保、あるいは利便性を確保するという意味でボックスカルポート内の照明を増設したり駐車スペースの照明設備を更新したりといったような安全確保策を講じておるところでございます。また10月から加計スマートバスストップで実施しております、高速バスと町内バスの乗り継ぎ対策として高速バスの到着を待って町内バスを出発させるといった運用も効果が出ている面もございますので、引き続きまして高速バスの利用の利便性を向上していくというような取り組みを色々な手法を考えながら進めてまいりたいと思います。直接バスを筒賀のパーキングにつけるといふことにつきましては難しい可能性があるんですけども、その他の高速バス利用について利便性を向上していく検討をしてみたいと思います。以上です。

富永豊議長

はい、平岡議員。

平岡昭洋議員

今の筒賀の方の町内バスは難しいという答えでよろしいんですね。わかりました。それではですねはじめに申し上げた戸河内インターでの利用、これが本当は私はベストだと思ってるんですね。これどうやったらできるか、本当にお金を使うというのはそういうことなんですよ。基金があるから、まさかのためですね、米百俵じゃありません。今生きている人がどうやって充実するかということがですね、この町には必要なんで。今生きている人が今生活するのに、どう楽しむか。もっと自分のやっぱり私は何人かの方を松原まで送ったことがございますけれども、やっぱりお年寄りの方、手段がない（議長許可による訂正）というのは非常に遠慮してらっしゃる。本当に80まで90まで生きてるからいいということではないと思いますんでね。もっと楽しくもっとエンジョイして生きれるように、そういう事を常に考えて政策を打っていただきたいと思います。以上です。

富永豊議長

平岡議員、表現についてはまた後日ご相談ください。以上で3番平岡議員の一般質問を終わります。はい、1番大江議員。

大江厚子議員

今日最後だと思いますがよろしくお願ひいたします。今回は4項目ほど事前に通告させていただいています。質問に入るまでに、まず始めに私の現在の情勢に対する認識を述べさせていただきます。以下質問に関係してきますので、よろしくお願ひします。まず労働の現場では非正規職が増大し、格差は拡大し続けています。一方正規職員も、加重労働に追い詰められ、一人一人がバラバラにされ、その人間性が阻害されている状況も見られます。また、選択と集中、地方切り捨て政策により安芸太田町もそうですが、地方は衰退しています。また行政の民営化は労働者を切り捨てることになり、行政責任においてなされるべきサービスの内容も低下しています。また朝鮮戦争一発触発の状況、その戦争準備下のような共謀罪、戦争法、改憲、防衛費の増大も見られます。また森友、加計学園疑惑等政治の腐敗、社会福祉の後退等々、この社会は、政治家、富裕化層の1パーセントが我々99パーセントをコントロールするような異常な社会となってきました。このような情勢の中から今世界中の労働者や住民が立ち上がり、この社会に対する異議申し立ての行動が起き、広がっています。韓国でもアメリカでもヨーロッパでもそういう状況が見られます。このような絶望の状況と希望を思いながら今日の質問に入ります。まず安芸太田町役場、病院とか学校も含みますが、非正規職員の待遇についてお伺ひします。この質問の前に町から非正規職についての人数をね、資料いただいておりますので、参考に。

富永豊議長

はい、じゃあ許可いたしますので、事前に聞いておりますので、配付してください。

大江厚子議員

色々町には資料を出していただきましてありがとうございます。まず、非正規職員の再任用の現状についてお伺いします。総務省の労働力統計によりますと、2017年7月から9月において、非正規職雇用比率はなんと37.4%になりました。また地方自治体でも大幅に増えており同省の調査で2016年地方自治体非正規職員は全体の2割に達したと報告されています。全国的には事務補助や保育、給食等の現場での非正規職は多いようですが、当町では今日今お配りしていますように、この詳しい内容はわかりませんが、ざっと見ると教育関係では支援員とか放課後子ども教室等の労働者と思いますが、それから衛生対策室、保育所、給食調理場、病院等々が多いと感じました。この非正規職公務員は民間労働者に適用される労働法からも公務員に適用される地方公務員法からも適用されない、いわゆる法の谷間におかれています。改正労働契約法施行から5年となる来年4月は民間企業では非正規職員が申し出れば無期雇用に切り替えられる制度が本格的に始まります。いわゆる2018年問題です。安芸太田町社会福祉協議会でも希望者は無期転換するというふうに聞いております。しかし巷ではその前に雇止めするという5年ルール逃れの企業もでてきているようで、今大きな問題となっています。大企業でもそのようなことが行われています。一方、非正規公務員にはこの法が適用されず、置き去りにされているとしか言いようがないような状況です。こうした前提に立って以下質問いたします。非正規職員の再任用の現状について質問します。6ヶ月あるいは1年という期限で任用されていると思いますが、期限が来たら再任用はされているのでしょうか。その際の条件はありますか。2番、賃金、手当についてはどうなっていますか。どのような形で雇用されるかで違ってくると思いますが、賃金については、非正規職員の定期昇給というものがありますか。また同じような職種であっても任用する課が違えば賃金も変わってくるということがありますでしょうか。また通勤費はどのようになっていますか。3番目、労災保険についてお伺いします。非正規公務員が被災あるいは病気になった場合、どの期間あるいはどの法で保障されるのでしょうか。お伺いします。

富永豊議長

はい、栗栖総務課長。

栗栖一正総務課長

はい、臨時職員の関係、総務課の方で統一してお答えをさせていただきます。お手元の方に大江議員の方から要求のあった資料があるかと思しますので、皆様方にもお伝えしたいと思えます。職員、臨時職員、町の方にそこへあげておるような資料があります。その中で特に多いのが、保育所の保育士との関係、そういった関係が非常に多くなっております。率等で言いますと、35%くらいの非正規職員がおるという状況になっております。また、内容については議員ご指摘のように平成32年度から地方公務員法の改正を受けまして、現在の臨時職員等につきましては、会計年度任用職員制度という制度がスタートします。全国の自治体でこの非常勤の職員等の任用形態が非常にあいまいなものになっているので、これを改める必要があるということで、こういった制度改正が行われました。本町においても、この現在の臨時職員の任用形態については、十分点検をさせていただきまして、新しい法制度の求める体制に改正をしていきたいというふうに思っております。それからまず原則半年間、1年というふうにしておりますけれども、安芸太田町の場合においては、ほとんどが継続雇用が中心となっております。ただし短期間の例えば選挙だけ、その期間だけといったものについては、継続はございませんけれども、今お勤めいただいている臨時保育士さん等についてはほとんどが継続という形をとっております。そういった現状があります。それから賃金、手当についてのご質問がありました。まず私どもの本町の方では、定期昇給等はありません。基本的に単年度、1年単位の雇用というのは原則としておりますので定期昇給という考え方は持っておりません。ただ職種によって、これは時間単価が変えてございます。これはどうしても資格を必要とする職種の場合と通常の事務補助の場合、それぞれ賃金単価をそれぞれ設定をさせていただいております。それから手当の方ですけれども、これは通勤手当の方を支給をさせていただいております。それから労災保険ですが、そこへお手元に配付させていただいております全体で91名になるかと思っておりますけれども、基本的にこの皆さんは労災保険に

加入いただいております。以上です。

富永豊議長

はい、大江議員。

大江厚子議員

はい、賃金と通勤手当については、承知しました。まず継続雇用についてですが、ほとんどの方は継続されるということで、ひとまず安心なんですけど、過去にこういう事がありました。再任用についてですが、2013年平成25年の3月、特別支援教育支援員これは学校において様々な障がいを持つ児童生徒に対する学校生活用の介助がら学習指導上の支援等を行う業務ですが、次年度への再任用について当局による支援員切り捨て問題がありました。再任用されると思っていた、いわゆる再任用期待権を有していたと思われる2名の支援員が学校、教育委員会から放り出されるように再任用を打ち切られた事案です。このことは当事者間で8か月間もの間話し合いが行われました。この2人は生徒に寄り添いながら支援員をし、仕事に誇りを持ち、また特にその内の1人はその賃金によって生活を成り立たせていました。3月までに次年度もやりたいとか採用されるときに1年限りではなく2年3年と続ける事ができますねという口頭上ですけどね、そういうやり取りがあったにも関わらず、言えば一方的に打ち切られたという状況です。それが一方的に打ち切られたことへの当局の不誠実さや今後の生活の不安に心身に支障をきたすほどになりました。また任用打ち切り後の雇用保険の手続きにも誤りがあり、対応も不誠実なものでした。労働者をコマとしてしか見ないようなこの不誠実な対応に、本当に憤りを感じます。この事案は結局二人の泣き寝入りに終わりました。民間労働者であれば、客観的に合理的理由を欠き、社会通念上相当であると、その解雇が認められない場合は、その雇止めが無効になります。それはいくら非正規公務員であっても、認められるべきだと思います。このようなことは二度とあってはいけない、おこさせたいと思います。当事者として教育長の答弁を求めます。先ほど言われました会計年度任用職員につきましては、また改めて質問をさせていただきます。それから労災についてですが、民間であれば労災法、地方公務員であれば地公災法っていうんですかね、に入ります。病院や保育所等のいわゆる現業職場の非正規職員は、労災法、民間によるね労災法が適用され、非現業職場の非正規職員はこの労災法あるいは地公災法が適用になりません。当町では町独自に条例を設けて事務職の人の非正規の労災を適用しているのか、その辺も聞きたいと思います。よろしくお願いします。

富永豊議長

副町長。

小島俊二副町長

先ほどの答弁でもあったんですが、公務員の場合は基本が半年の雇用で、延長半年までで1年というのが大原則になっておるところでございます。しかしながら、先ほどの一般質問でありました保育士でありますとか、そういった専門、資格を有する職員についてはなかなか次が確保できないというのが現状でございます。先ほど総務課長が申しました継続雇用が多く発生しとる。これは逆に地方公務員上で若干課題がある制度でございますが、やむなくそういったことをいたしておるところでございます。先ほど教育委員会の問題につきましても私若干存じ上げておりますが、現在臨時職員等々の雇用保険でありますとかそういった部分は基本的に総務課が現在総括をいたしております。以前は雇用保険を掛けなければいけないのに掛けていなかったとか漏れがあった部分がありましたんで、数年前からですが、総務課全部管轄しております。非常に全職員と言っていいくらい対象者は社会保険、雇用保険、労災保険に入っておるのが現状でございます。議員さんの方から期待権という話があったんですが、総務課の方で指導しておりますのは、要は公務員、地方公務員法の規定で、半年、1年だよと辞令書によって身分が決まってるんだということは各課長の方へよく指導しております。違った意味での話でございますがそれはご理解をいただきたいというふうに思います。出来る限り臨時職員の方等々にも生活がございまして、急な雇いいれでございますとか、そういったことが無いような協議と申しますか話し合いと申しますか、それは十

分に配慮していらっしゃるつもりでございます。それと労災保険につきましては、委員さんを始め安芸太田町の臨時職員、現業職であろうと要は3つくらいの種類がございますが、全て社会保険の傷病手当等も含めましてケガをした場合はそういった若干保障の内容は違いますが、全ての臨時職員の方が労災保険の適用になる、一般的に言う労災保険でございますが、適用になるという判断でございます。確かに現業職は労災保険、民間でいう労災保険、それと事務職につきましては地方公務員災害補償組合というのがございます。そちらの方に掛金をはらって労災保険適用。ここにおける職員につきましては、県の基金というのがございます。そちらの適用になっておりますので、ほぼ間違いなく全員が適用になっているというふうに考えております。

富永豊議長

教育長。

二見吉康教育長

ご指摘のものについては、学校での特別の支援を必要とする子供たちへ配置しました特別支援員のことでございますけれども、これにつきましては、年度ごとの任用というふうに定まっておりますし、年度年度の予算等に応じてですね、人数を確保していくという状況になりますので、3月のまだ議会が定まっていない段階ではですね、次年度の予算確定していない状況の中で人数の確保ができるかどうかというのは、ご指摘の時期にはですね、あったわけですね。そういう点で3月のかなり遅くなって、確定するというところから、人を探すということが始まるわけですが、先ほどの3年間くらいは働けるというふうな表現ありましたけれども、4月に前年の4月をお願いしたときには、1年ごとの任用期間をきちんと明記して勤務条件を明記をお願いしている。そういう点ではですね、受け止め方の違いというふうに私は思いますけれども、期待していただいた点についてそれに依拠していけなかった点についてはですね、大変申し訳ないというか期待を全てお伺いするということが難しかった。年度年度雇用させていただくニーズ変わりますので、また年度年度対応していただく子供の対象も変わりますので、校長と十分相談しながらどういう子供の状況に対して何人配置するかということを見極めていくという点ではですね、その3月の時点では十分にお伝えできなかった点はあると思います。それから、以上でございます。

富永豊議長

はい、大江議員。

大江厚子議員

まず労災についてはですから同じような保障が非正規、正規を問わず保障されるというのであればもし労働者の側から雇用保険を請求することは全ての職員にできるということですね。去年でしたか、北九州の女性がパワハラにあったという遺族の主張で労災保険を請求したところ、そういう権利がないというふうになったということがありますので、そこを確かめたいと思いました。もちろんそういう事があってはいけないんですけど、それを明らかにしておきたいと思いました。それから先ほどの教育委員会での事案ですけど、私はね、そういう予算的な裏付けがない限りは来年度何人雇用できるかとかできないかとか言うのがあるとするんなら、その時に雇用されていた任用されていた全支援員に対して同じように平等に扱うべきだと思います。それがなされなかったのは明らかなんですよ。だからこそ8か月間も教育委員会、町と、その当事者とで協議し、結局最終的には何の保障もなく切り捨てられたということになっています。そういう詭弁を持ってね、その自分を守るのではなくて、雇われた側、労働者の側に立って、これからやっていただきたいと思っておりますし、本当に体調壊されましたのでね、コマではないので、働くものは、人間なので、よろしく願いいたします。では次に生涯活躍のまち事業についてお伺いします。これは今朝の吉見議員の質問とかぶる点もありますので、出していた質問を割愛するところもあります。まず1つ目は公益社団法人青年海外協力協会への2016年度平成28年度への委託業務決定の経過について。それから2番目、この団体への2016年度委託金3,477万6千円の使途の明細です。おおざっぱではなくて、きちっと決算書としてというのかな、報告書として出されたものをお願いします。

それに伴って上記委託業務の内容についてもお願いします。それから今年度、その実施計画に基づいて、今度本格的に実施されるということですが、その選定について4月の説明段階では、またプロポーザルですかね、ともかくそういう事によって選定するというふうに聞きましたがそれはどうされるのかということをお伺いします。それから今年度の予算の執行状況についてお聞きします。まずは以上です。

富永豊議長

はい、二見企画課長。

二見重幸企画課長

はい、生涯活躍のまちの事業につきまして、地方創生関連でございますので企画課の方からお答えをさせていただきます。まず1番目の質問でございます。公益社団法人青年海外協力協会への平成28年度委託業務決定の経過についてでございますが、この生涯活躍のまちの事業でございますが、人口減少と高齢化が加速度的に進んでいる本町におきまして、周辺集落はもとより比較的中心部においても独居高齢者の増加傾向があります。65歳以上の高齢者の18%近くが独居高齢者ということでございます。このような中で、地域での暮らしを支えている地域コミュニティの保全が困難な地域も出始めておるところでございます。こういう中で新しいコミュニティの枠組みでありますとか、それから地域での暮らしを支え合う仕組みづくりというのが課題になっていると認識しているところでございます。町ではこのような課題に対応する為に国の地方創生事業を活用して、平成27年度には安芸太田町版生涯活躍のまち構想を策定しております。医療、介護、交通網、地域活動、こういった領域ごとの課題整理を行いまして、安芸太田町における生涯活躍のまちの方向性と将来像を描いたところがございます。そのうえで、ご質問の28年度には国費10分の10の地方創生加速化交付金という交付金を活用をさせていただいてこの構想の実現に向けての実証事業を実施するために、次のとおり委託業者を選定した経緯がございます。まず平成28年6月17日ですが、安芸太田町生涯活躍のまち構想実現化モデルエリア運営実証事業業務委託に係る企画提案募集を公示をいたしました。それから6月24日にはこのプロポーザル参加希望者に2つの事業者から提出をされております。それから28年7月7日にプロポーザル審査委員会によるヒアリングを開催をして2事業者から事業内容の提案を受けております。この提案を受けた結果、公益社団法人青年海外協力協会を優先交渉候補者に決定をいたしました。それから7月11日にはそのプロポーザル審査の結果を通知をしておるところです。それから7月25日に委託業務契約を締結して事業実施の運びとなっているところがございます。2番目のご質問でございまして、公益社団法人への委託3,477万6千円の支出明細ということでございますが、大きく分けまして、3つの事業を業務を委託しておるところでございます。まず一つ目が安芸太田町版生涯活躍のまち事業計画の策定という事業を一つ目でございます。これが637万2千円でございます。こちらにつきましては、安芸太田町生涯活躍のまちの形成に向けて町の課題の抽出あるいは事業の必要性の整理、具体的な事業内容、目標の設定等をこの業務の中で検討を行っております。この成果、この業務委託の成果を基にして地域再生計画を策定をし、そのその計画が内閣府の認定を受けて現在活用しております地方創生推進交付金の要因になっているという計画でございます。それから二番目に安芸太田町版生涯活躍のまちモデルエリア運営実施事業ということで1,620万を支出をさせていただいております。こちらにつきましては、モデルエリアでございますので、加計エリアを中心にして、加計エリアでの活動内容についてプランニングを行っておりさらにそのプランによってコミュニティ活動でございますとか、住民との交流活動、そういった事業を実証的に行っているということでございます。こちらの方でJ O C Aの方がスタッフによって健康料理教室でありますとか、そういったコミュニティの活動、それからあそこに拠点を今の事務所を構えておりますが、そこでの学生との交流といったような活動も推進をしておるところでございます。それから三番目が安芸太田町版生涯活躍のまち加計拠点の実施計画でございます。これが1,220万4千円でございます。こちらにつきましては、計画してJ O C A、公益社団法人青年海外協力協会が加計拠点の整備について、こういったプランでいったらどうかというよう

な内容を詳細にわたって設計、計画を実施しております。続きまして四番目の今年度の加計拠点の計画実施主体の選定でございます。先ほど説明をさせていただきました、28年度の実施した実証事業の成果、これを参考にしまして本町の課題解決に向けて多様な人材の技術や技能を地域づくりに生かす、そうしたことによってコミュニティーの維持、活性化を図ることができる、こういった連携主体を選定してまいり、主体を選定していきたいと考えております。それから今年度の予算の執行でございます。今年度の施設整備の費用等を平成29年度の当初予算で計上をさせていただいております。執行については将来の施設運営の継続性等を十分に考慮をして、執行の方法について現在検討をしておるところでございます。以上でございます。

富永豊議長

はい、大江議員。

大江厚子議員

3,400万あまりもの大きなお金がJ O C Aへ行ってるわけですよ。ですからそれがどのように使われたかっていうのを私はとても知りたいところなんです。で、先日J O C Aに行って話をちょっとさせていただいたんですけども、どのような計画書を立てられたんですかとお聞きしましたら、先日ここに来ていただいて話、説明していただきましたよね、あの時に持っていった資料ですっていうふうに言われたんですよ。実際昨年度の事業としてどういう形に見えるものとして、どういうものを提出されたのか。それから3,400万円っていうのは、ものすごい額なので、それが人件費に使われたのか、その加計の拠点整備に、今の事務所の整備に使われたのか、それともまだプールしておられるのか、そういう事はないと思いますけれども、そういう事の詳しいことをね、教えていただきたいのと、それから生涯活躍のまち企画提案募集を公示されたのが、先ほど言われましたように昨年6月17日とあります。しかし昨年度3月25日の昨年です。平成28年3月25日の臨時議会で栗栖健康づくり課長の発言の中にすでにJ O C Aという言葉が出ています。業務委託決定過程につきましても、先ほど言われたように募集公募から決定までわずか3週間です。プロポーザル審査委員会によるヒアリングを行ってその日のうちにも優先候補者を決定したとあります。私のうがった見方かもしれませんが、町が庁舎課内でJ O C Aとの委託契約をしようという了解があらかじめあったのではないかとすら思うようなことなんです。その辺をお伺いします。それから2番3番については、今説明くださったのは、行政施策の説明会の中でも聞いておりますので、承知していますが、先ほど言いましたようにもっと詳しい事業報告書みたいなのをね、今日は難しいかもわかりませんが、出していきたいと思っております。それから先ほど話しましたJ O C Aの人と一緒に話しましたが、パン工房についてはやはり不安があるようですね。それから加計支所の土地か建物かわかりませんが、を使っての展開も考えているというふうに言われていました。ですからJ O C Aの間では結構具体的なことがあって町との中で話し合いがされているのかなというふうにも思っています。それからちょっとさらっと言われましたけれども、その実施主体の選定ですが、安芸太田町地域再生推進法人の指定に関する要綱をね策定され、これが今年8月から施行するというふうになっていますが、J O C Aを選考するに当たって、これが作られたものなのか、それともこれは一般的に国がこのような形で指定すると出していますので、一般的にこれを作られたうえで、これから生涯活躍のまちは、さっきも言いましたように、入札というか、をするのかその辺を質問いたしますが、これが最後の質問になりますので、最終的に私の気持ちも述べさせていただきます。社会福祉は高齢者や障がい者、低所得者が、強いものが勝つ、あるいは命よりもお金の資本主義社会の在り方に異議を申立て、長年の歴史の中で勝ちとってきたものです。それを先日のJ O C Aの説明のように生涯活躍のまちづくり、住民が集まって活躍できる場所が持続可能にするための財源確保を福祉事業に見出すというあり方には納得できません。また子ども、高齢者、労働者すべての住民が切り捨てられることない、幸せに生きていける町、この町の社会の創造は私たち自らが悩み考え団結して行動していかなければ実現できません。わずか3週間ばかりで町づくりを担う業者をしかも全くこの町の状況知らない外部

の業者を選定するなどの安易なやり方には反対です。ですからこの続きでね、どのような実証実施主体を選定されるのかわかりませんが、しっかり考えていただきたいというふうに思っています。先ほどの質問だけお答えいただいて、この部分に関しては終わります。

富永豊議長

はい、副町長。

小島俊二副町長

若干見解に相違があるんですが、もともと28年度事業を執行するに当たり、その青年海外協力協会ありでプロポーザル等を実施したことはございません。もう一つの業者におきましても、正式に多くの資料を作ってきて、庁内だけではございますが、審査会を開きまして、うちのプロポーザルの場合、追加資料のあるときは再度開きますが、その日に優先交渉権を決めるということは、通常のプロポーザルでもいたしておるところでございます。安芸太田町の入札制度の場合、15日間の公布期間を置きなさいという制度になっております。プロポーザルの場合、それより若干、通常1か月程度置くのがベターでございますが、若干今回の場合は3週間程度設定をさせてもらったということでございます。健康づくり課長の方から28年3月の時に青年海外協力協会という名称が出ておりますが、平成27年度に安芸太田町生涯活躍のまち構想という委託業務を他の事業者に頼んで実施いたしました。その時に石川県でそれを実証実験等々の状況の勉強をいたしまして、そこで青年海外協力協会という話が出ましたので、そういったふうな発言をしたんだろうというふうに考えておるところでございます。それと今年度の加計拠点の計画実施主体の選定等々につきましまして、この事業につきましましては、議員各位におかれましても非常に興味が期待をさせていただいておる議員さんもうらっしゃいますが、非常に活発な議論をされておるということで、9月以降全員協議会等で議論をいただいております。そういった中で年度当初公募という発言をいたしました。今議会において、また全員協議会等々でうちの構想である生涯活躍のまちがスムーズに実施できるような事業主体を選定してまいりたい。そういった中で国の、そこにあります国の一般的な要綱でございまして、国の方は地方再生推進法人ですか、を選びなさいそれを後付で公募によることも可能ですよという形にしておりますので、この地方推進法人の指定につきましましては、一般的な競争入札とそういった形のもので該当するものではないというふうに考えているところでございます。以上でございます。それと青年海外協力協会につきましても、これちょっと議員さんで見解違うんですが、やはり福祉を活用してというような発言がございましたが、協会の方も石川県の事業を真摯に継承し模倣し、障がい者の皆さんの活躍の場を作るという信念はございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

富永豊議長

はい、大江議員。

大江厚子議員

これからも色々ともに悩み考えていきたいと思ひます。それから次に安芸太田病院の業務委託の状況についてお伺ひします。病院の受付、給食等の業務委託先とその選定方法についてお伺ひします。

富永豊議長

はい、菅田事務局長。

菅田裕二病院事務長

安芸太田病院の業務委託の状況について説明させていただきます。基本的に病院におけます診療を支えるためには様々な業務が存在をしております。検体検査でありますとか、レントゲン等の医療機器における保守点検、医療機器の滅菌消毒でございますとか、患者等の食事提供などについてあげられます。これらの業務について実際には様々な業者に委託して病院を運営してるところでございます。安芸太田病院の業務委託につきましましては、大まかに分類いたしまして、臨床検査、建物保守、医療機器保守、電子カルテ保守、浄化槽保守、清掃警備、給食、医療廃棄物処理などを外部委託をしております。選定につきましましてはいずれも地方公営企業法及び各法に基づき業者を決定しているところでございます。ご質問の受付業

務及び給食業務につきまして、これまでの病院の取組について触れさせていただきます。受付業務につきましては、患者窓口業務、会計業務、医療事務業務として、平成8年から人材派遣を受けておりました。医療事務につきましては、医療に関する知識が必要となりますので、患者ごとの診療記録を月末にまとめ、翌月10日までに請求するという業務となります。一時期、平成8年からその一時期、業務委託としておりましたが、その後人材派遣に切り替えて運営をしておりました。その後労働派遣法の改正に伴う派遣期間の問題でございますとか時間単価が割高になる事、さらに組織内における命令系統が統一できない、そういったこと理由から平成21年度には直接雇用とした経過となっております。給食業務でございます。医療法改正によります給食業務全面委託が可能となった経過もありますけど、安芸太田病院につきましては、平成7年度から民間業者へ委託をしております。その当時、人材確保が相当困難であったことや、委託することによりまして食材を一括で仕入れ、教育システムでございますとか、専門分野による食品の安全管理、確保、経営面や管理面で業務委託する方が有利だということが理由に挙げられます。平成22年度には経営診断でございますとか経営改革プランにおきまして、給食委託の改善を指摘しまして、仕様書等を再度検討し、入札により業者を再決定した、その後経費削減を実現した経過がございます。委託をすることにより管理栄養士は栄養管理を主業務にでき、栄養指導でございますとか、生活習慣病予防教室、褥瘡等の対策に関する委員会という業務が可能となって、診療報酬の加算が得られるということにつながっております。しかしながら委託しながらも従業員の雇用確保が困難であったり、流通業界における人件費の高騰などの要因により委託料の増加が今後の課題となっているところが現状でございます。以上でございます。

富永豊議長

はい、大江議員。

大江厚子議員

はい、受付が委託からまた直営になったというのを聞いて、そういうこともできるんだというふうに、ちょっとうれしいと思いましたが、給食についてですが、私が言うまでもなく病院の給食は患者の治療効果を上げる医療サービスの一部であり、安全でおいしいものを食べられるということが何よりだと思います。外部委託のメリットデメリット、直営のメリット等あると思いますが、色々調べてみますと外部委託のメリットとしては経営合理化の追求がほとんど大きいものなんですよ。労務問題の削減とか人件費の削減、管理経費の削減等が挙げられます。一方デメリットとしては、使用材料の品質低下とかメニューのマンネリ化、小回りが利かないとかいう事があげられます。一方で直営のメリットは細かい個人対応ができるとか、食材料の質が良い、地元の食材を使用できるとか、工夫できる、急な要求とかオーダーにも変更にも対応できる等々があげられていますし、また調理員の労働条件を保障することによる技能や専門性の向上、それから先ほどもありましたけれども、生活の安全とか定着が見込まれると思います。現在安芸太田病院の給食についてですが、おいしくないという話を聞きます。苦情が届いているかどうかはわかりませんが、安芸太田病院の入院患者は120ぐらいですかね。公的医療機関の責任として、また給食の質に責任を持つためにも私は直営にまた戻すべきではないかというふうに思っています。いかがでしょうか。

富永豊議長

はい、菅田事務長。

菅田裕二病院事務長

はい、先ほどご指摘のありました給食業務におけます直営、委託になりますメリットデメリット、患者の思い、それにつきましてご意見伺ったわけでございますけど、そういったところにおいても、うちも管理栄養士がおりますので、その管理栄養士は丁寧に説明し対応する、業者と連携を取ることが必要ではないかと思っております。病院に対するこれまでの背景でございますが、やはり医療法や診療報酬の改定というのが、どんどん出てきております。医療施設を取り巻く環境がずいぶん変わってきているということでございまして、先ほど言いましたように全体的な様々な経営課題、経営方針の見直しが必要となっております。診療報酬

におきましても、2年に1回の改定でございますけれども全体でマイナスの改定が続いております。その中で国の予算は限られていますので、この30年度の診療報酬改定もマイナス改定ということが言われておるところでございます。これまでの背景の中で赤字の病院が多く出ているということもありますし、全国地方の公立病院においても経営困難とか倒産状態が出てきているといったところ、そういう背景の中でどうしても人員削減、経営的な運営っていうのは出てきているのは現実となっているという背景がございます。安芸太田病院でございますが、先ほどのメリットデメリットをよくよく協議、検討しながら、外部委託を選択してきました。今現在考えますのに、専門的な業務、そういったことが委託できるっていう事は、病院にとってはメリットが大きいという事、さらに経営面でも有利になっているといったところがございます。国の流れもありますけれども、国家資格のある医療につきましては、直接的に実施するということになりますけれども、資格の必要のない分はどうしても縮小傾向となっていた時代の背景もございます。一番大切なことは地域の中でしっかりと診療を提供することでございますので、安全面において経営面においても最善の施策を講じたいというふうに考えております。以上でございます。

富永豊議長

大江議員。

大江厚子議員

医療とか介護とかね、もちろんそのへんが一番大事なことですが、学校給食もそうですけれども、人にとって食べるということは本当に命に通じることですし、ましてや病気で入院している者にとってはね、とても楽しみであり、さっきも言いましたように、医療行為の一つだと考えています。直営でやっている公営の病院もあります、あると思いますので、その辺ももう一回ね考えていただきたいというふうに思います。時間があれなので、最後にアメリカ軍岩国基地に関わる問題について質問いたします。この件については私はずっと言い続けているので、またかというふうに思われると思いますが、しかし4月からこの間いろんなことがやはりおきていますので、再度質問させていただきます。今年8月米海軍厚木基地から岩国基地へ艦載機5機、E-2D早期警戒機5機が移転してきました。続いて10月11月末に第二陣が移転されF/Aスーパーホーネットとか24機、EA-18Gグラウラー電子機器6機、計30機もの移転がありました。さらに来年5月までには、艦載機61機の移転が完了し、岩国基地はいつも言いますように米軍機は121機、海兵隊と海軍の両方ですが121機となり、極東最大級となります。今後エリア567、この地域も入っていると思いますが、での訓練は大幅に増加すると予想されそれに伴い騒音被害や事故の危険性は格段に増していきます。ニュースにもなりましたが、10月11日には北広島町で米軍機による火炎弾フレアの放出訓練がまさに民家や畑の真上で行われました。本当に許されるものではないと思います。さらにこの間オスプレイやG2輸送機の事故が続発しております。いつどこで次の事故が起こるかわからないような状況です。こうした状況、危険な状況をどのように認識しておられますか。またどのように住民の安全を保障していこうとされていますか。また住民団体からは町長に先日低空訓練に対して騒音装置の設置についての要望書が出ましたが、そうした住民の声もあると思いますので、その辺はいかがでしょうか。私は6月定例議会で騒音測定器の設置を要望しました。また7月には廿日市の騒音測定器の財政措置の資料を町に提出しさらに要望をしました。北広島町、お隣の北広島町では、八幡支所には防衛省中国四国防衛局が航空機騒音自動測定装置を設置、また芸北支所、美和出張所、大朝支所には町独自の騒音測定器を設置しています。国また町独自の測定器の設置について我が町としてその後進展はありましたでしょうか。お伺いします。

富永豊議長

はい、総務課長。

栗栖一正総務課長

はい、アメリカ軍岩国基地に関わる問題ということでご質問をいただきました。議員言われましたようにこれまでの定例会の一般質問等でもたびたびご質問いただいておりますが本

日いただいたご質問についてお答えをさせていただきます。まずこの間の米軍それから米軍機の度重なる事件事故ということは非常に町としても懸念危惧しているところです。この中でも先ほど言われましたような隣の北広島町の八幡で発生した米軍機によるフレアの放出訓練、これは大変危険でもありますし、町民の皆様にとっても非常に不安を抱くような危険な低空飛行訓練、とあわせてですね、これは県、それから他の市町と連携をして、すぐに中止を求めていきたいというふうに思っております。特に同じ悩みを持つ廿日市市、北広島町、それから三次市とはこれまでも連携をして取り組んでおりますけれども、今月にもあわせてこの4市町でこういった低空飛行訓練等に対する取り組みの協議会を開催するようしておりますので、そういった中で協議をしてまいりたいと思います。それから岩国基地の艦載機の移駐については、これまで重ねておりますように移駐そのものに対するコメントは防衛は国の専権事項ということで、コメントは差し控えさせていただきますが、ご指摘のように艦載機がそれだけ増える、米軍機が増えるということは、このエリアでの訓練飛行が増加する懸念は十分あるかと思っております。これについてはこれまでも申し上げましたが、低空飛行訓練の中止、特にこの7月に先ほどあげた4市町を代表して廿日市市長さんの方で防衛大臣、それから外務大臣宛、6項目の要請を行いました。この中で低空飛行訓練の即時中止であるとか、それから実際の飛行情報の提供であるとか、騒音測定器の設置要望であるとか、そういった要望を行いました。こういった要望に基づいて今後も取り組みをですね重ねてまいりたいと思っております。それから騒音測定機につきましては、この7月の行政行動の時に町としてもお願いをしましたが、先日来、関係方面から設置予定場所候補場所をどこがいいだろうかという照会が来ております。この騒音測定機については、今年度内には設置をいただけるものと期待をしております。以上です。

富永豊議長

はい、大江議員。

大江厚子議員

はい、状況はわかりました。北広島町はすでに2013年平成25年には設置し、測定器を、収集したデータにより実態把握に努め、米軍や国へ中止要請などに活用していますとホームページでは記されています。それほど驚くほどの高額でもない設置になぜここまでされなかったのか。今は国による設置ですから町単独の設置はまだ考えておられないということですよ。設置に何の不都合があって今日に至っているのか本当に理解に苦しみます。森林セラピーの町として来町された人を癒そうとするこの町ですが、三段峡の中でも私は爆音を聞きましたし、市内から来た私の知人は筒賀の大銀杏のところですね、見入っていたら、爆音が聞こえて、あらまってしらけたようです。町は住民の健康や命を守るためあるいはこの町、山里の静かな環境を守るため、米軍機の飛行訓練の中止を防衛省並びに米軍に要請するようまた更に要望します。また戦争、朝鮮戦争危機情勢の中で訓練はますます激化していきます。戦争が勃発すれば多くの命が奪われるのは明らかです。平和宣言をうたっている町であれば一刻も早くこの危機的情勢の回避と戦争反対を表明していただくように要望いたします。町長。

富永豊議長

ご意見ございましたら。

小坂眞治町長

はい、最終的な結論としては、安全安心して生活する、それには言葉ではございますけれども、戦争は絶対あってはならない、これはじゅうじゅうトップの認識であると思っております。とりわけご質問にありましたように騒音測定器、今まずは原因者がですね自ら明らかにすべきだということを訴えています。そうしてなおかつ前回もありましたように測定値が違おうかというような表現もお聞きしておるところでございます。そういったふうな課題があるとすればですね、やはり今度は我々が調査をすべきとなるかと思っておりますが、まずは原因者がどういったふうな状況であるかをやはり明らかにし、我々に説明をするべきだろうというふうに思っております。それとやはり総務課長申しましたように、岩国基地に駐在する飛行機の数が

増えればやはり当然飛ぶ機会が増えようと思いますし、また緊迫した東アジア情勢といったときには、大変危惧することはございます。そういったことにつきましても廿日市、三次、あるいは北広島と連携しながら県を巻き込みながらですね訴えていきたいと思っております。

富永豊議長

以上で1番大江議員の一般質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にして延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

したがって本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。

上田隆議会事務局長

ご起立ください。一同互礼。

午後 4時47分散会
